

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立若松ひまわり学園
所 在 地：北九州市若松区原町12番34号
施設内容

①施設概要

敷地面積：約1,081㎡
構 造：鉄筋コンクリート造2階建
規 模：延床面積 約622㎡

②事業内容

- ・児童福祉法に基づく児童発達支援（児童発達支援センター）
- ・児童福祉法に基づく保育所等訪問支援
- ・短時間療育（通園）事業 等

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州市福祉事業団
所在地：北九州市八幡東区中央二丁目1番1号
主な業務内容：① 第1種社会福祉事業（障害児・者施設、特別養護老人ホーム等の受託経営ほか）
② 第2種社会福祉事業（保育所、児童館等の経営、障害福祉サービス事業、障害児等療育支援事業ほか）
③ その他市受託事業（社会福祉施設従事者等研修事業、障害支援区分認定審査事業ほか）

2 指定の経緯

平成27年5月25日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）

平成27年8月3日 申請受付開始

平成27年8月10日 申請締め切り
 平成27年9月3日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
 平成27年10月 指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
- ・[民間有識者] 緒方 有為子（北九州福祉サービス株式会社 統括部長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[公認会計士] 松田 融（松田会計事務所）
- ・[学識経験者] 向笠 雄介（株式会社日本政策投資銀行九州支店企画調査課調査役）

【臨時員】

※ 五十音順

※ 条件付き公募方式採用の妥当性を検証するに当たっては、公民連携や民間活力の導入の推進に関する視点が特に必要であるため、臨時員を招集しました。

5 条件付き公募方式採用について

(1) 条件付き公募とする理由

管理運営を任せる事業者が特定される施設であるかという視点（①利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設かどうか、②人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設かどうか、③人材の育成に長期間「とくに」必要である施設かどうか）で検討した結果、北九州市立若松ひまわり学園の指定管理者の選定に条件付き公募方式を導入することとしました。

別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり

(2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員				
	A	B	C	D	E
妥当性	有	有	有	有	有

(3) 検討会における主な意見

- ・昭和51年度より長年にわたり障害児の療育に取り組んでおり、地域の障害児の保護者との信頼関係も深いと考えられることから、妥当と言える。
- ・障害のある児童の社会的自立の為に、地域の障害児のセンターとしても機能して、福祉事業団は長年にわたり、専門的に取り組んでいる団体であるので、指定管理施設として任せて妥当であると思われる。

6 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	<p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</p> <p>① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。</p> <p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p> <p>① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。</p> <p>(3) 実績や経験など</p> <p>① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。</p>
2 管理運営計画の適確性	<p>【有効性】</p> <p>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</p> <p>① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 ④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など ⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。</p> <p>(2) 利用者の満足度</p> <p>① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがづくりなど）が考えられているか。 ⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 ※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。 利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。</p> <p>【効率性】</p> <p>(3) 指定管理料及び収入</p> <p>① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ② 収入が最大限確保される提案であるか。 ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。</p> <p>(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性</p>

① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
② 経費の配分は適切であるか。
③ 積算根拠は明確であるか。
④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

7 審査結果

(1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員			
		A	B	C	D
社会福祉 法人 北九州市福 祉事業団	1 指定管理者としての適性				
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	適	適	適	適
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤				
	(3) 実績や経験など				
	2 管理運営計画の適確性				
	【有効性】				
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度				
	【効率性】				
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性				
	【適正性】				
(5) 管理運営体制など	適	適	適	適	
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など					

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・障害児の社会的自立に向けた療育サービスの提供と保護者への相談機能を担う支援施設として取り組んでおり、適正といえる。
- ・長期にわたり就学前の障害児に療育指導を行っており、障害のある利用者、家族の立場に沿って日々専門的に活動しており、指定管理業務の施設目的の理念に努力している。
- ・障害児を核に重層的に人材の配置と事業を実施し、財政的にも安定している。
- ・北九州市における心身障害児（者）に対する中心的な総合医療・療育を提供していると認める。

【管理運営計画の適確性】

- ・保護者の施設利用ニーズが高く、障害児を受け入れている地域の保育所・幼稚園との支援事業も実施しており、適正といえる。
- ・利用児一人ひとりの育ちを支援、児童発達支援センターとしての専門機能を活かし、保育所等の訪問支援、外来相談等を実施地域の障害児の中核施設として研修を重ね資質向上にも取り組んでいる。
- ・利用者の利便性向上や、自立支援、家庭支援などに具体的な提案が多くなされていると認める。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、障害児・障害者施設ほか数多くの社会福祉施設の管理運営を行ってきた実績がある。障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。若松ひまわり学園についても、昭和51年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、福祉専門職、医療専門職等を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により、職員の資質向上等に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても、一定の取り組みがなされている。
- ・利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者及び保護者の満足向上に関しても、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

9 提案額

21,042千円（平成28年～32年度の各年度）

条件付き公募とする理由

本施設は、本市における障害児（者）に対する療育・医療を行う施設であり、通所や診療機能を有する。

通所における利用者は、療育場面だけでなく日常生活のあらゆる場面や今後の進路について、全般的に保護者からの相談に応じることが求められるなど、他の施設と比べ利用者と職員は密接な関係であり、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」といえる。

また、重たい障害のある人が多く利用している施設でもあるため、支援を多く必要とし、高度な専門性・経験が必要な施設であり、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」ともいえる。

さらに、長年にわたり障害児施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。若松ひまわり学園についても、昭和 51 年設立当時より委託運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

なお、毎年度の指定管理者事業評価においても適正な管理運営がなされていると判断されており、地域との交流も継続的に取り組み、ボランティアの育成や積極的な職場実習の受入れなど、将来の福祉人材の育成にも貢献を果たしているといえる。

については、本施設の公募方法は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられるもの。

提 案 概 要

(北九州市立若松ひまわり学園 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 北九州市福祉事業団 _____

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
事業団が新たに策定した「基本理念」のもと、職員の意識改革を推進するとともに、「経営方針」における3つの視点、「サービスの視点」「人材の視点」「財務の視点」や「行動規範」に従い、福祉サービス提供者として、職員の資質やサービスの質のさらなる向上を図ります。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和40年の設立以来、50年間にわたり、障害施設・保育所・老人施設・児童館など10種75施設の運営による多種多様な福祉・医療専門職が在籍し、施設間の連携により児童等へのさまざまな支援の提供が可能です。 ○ 引野ひまわり学園は、経験豊富な指導員・保育士を配置し、知識・技術を活かした療育プログラムの提供など児童・家族・地域への支援を行います。
(3) 実績や経験など
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、障害児施設のほか、障害者支援施設1・保育所16・児童館42・老人施設1など13種類75施設を運営しています。 ○ 国家資格を要する保育士の経験年数（平均）は17.5年です。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「通園施設の基本方針」に基づき、利用児一人ひとりの「育ち」を支援します。 ○ 児童発達支援センターとして通常通園のほか、当園の有する専門機能を生かし、短時間通園、保育所等訪問支援、外来相談及び障害児相談支援を継続して実施し、地域のニーズに対応する地域の中核的施設としての機能を果たします。 ○ 療育内容については、専門職として研鑽を積み、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。 ○ また、当学園では年度当初に定める運営計画において重点取組み事項を定めており、今後も継続して利用者へのサービス向上を図ります。
(2) 利用者の満足度
<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が当学園を利用する目的は「子どもの発達支援」であり、利用者の満足度を高めるため療育の質の向上と家族支援の充実を図ります。 ○ 日常的に利用者の声を聞くとともに年1回の利用者アンケートを行い、利用者の意見・要望・

<p>ニーズを把握するとともに、速やかな対応を図ることにより満足度を高めていきます。</p> <p>○ 利用者の意見・要望などに速やかに対応するとともに、情報提供を密に行うことにより、利用者満足度 90%以上を目指します。(園独自のアンケートも実施)</p> <p>○ 土曜日の行事実施により、家族と園児のふれあう機会を増やすとともに、事業運営への理解を深めていきます。</p>
【効率性】に関する取組み
(1) 指定管理業務に係る経費
通園利用者の増大を図るとともに、経費節減に努め、健全な収支の執行に取り組めます。
(2) 経費の低減や収入の増加に向けた創意工夫
<p>○ 清掃等委託業務は、本事業団事務局にて一括入札等を行うことにより、経費節減を図ります。</p> <p>○ また、施設における水道光熱費については、空調温度など環境省が提唱する「クールビズ」「ウォームビズ」を基準とし、「節電対策」についても、利用者の身体状況等に影響が生じない範囲で実施することとします。</p>

【適正性】に関する取組み
(1) 管理運営体制など
<p>○ 利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するとともに、基本理念や経営方針、行動規範に基づいて「サービス向上」と「経営基盤の安定化」を今後も推進していきます。</p> <p>○ 「サービス向上」の基盤となる職員の資質向上のため、職場内研修・職場外研修を積極的に実施するとともに、研究発表の場を設けて自己研鑽の風土を醸成し、人材育成に努めます。</p> <p>○ 地域との連携に関しては、地域の中核的な施設として専門的な機能を生かして地域支援に積極的に取り組むとともに、地域における社会資源を積極的に利用します。実習生やボランティアの受け入れにより福祉人材の育成や活用を推進するとともに、地域との交流を通して、障害福祉への理解と認識を深めていきます。</p>
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
<p>利用者の個人情報保護に積極的に取り組むとともに、利用者に関する虐待の防止や早期発見を図り、児童の人権擁護を徹底します。</p> <p>安全管理や事故対応などについては整備された各種マニュアルを活用し、事故防止を図るとともに、事故等発生時における的確な対応を徹底します。</p>

提案額（千円）

28年度	21,042千円
29年度	21,042千円
30年度	21,042千円
31年度	21,042千円
32年度	21,042千円

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

北九州市立若松ひまわり学園指定管理者

提 案 書

団体名： 社会福祉法人北九州市福祉事業団

1-(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

ア 施設を管理する上での理念、基本方針について

若松ひまわり学園は、児童福祉法に基づき、就学前の知的障害児に対して発達の促進・障害の軽減・豊かな心の成長など、自立生活に向けた療育指導を行う施設です。

本学園は、昭和 51 年の開設以来、39 年の長きにわたり、若松区を中心に近隣市外地域の児童を受け入れ、障害児への療育に真摯に取り組んできました。

その根底には、障害のある方及び家族の立場や考えを尊重し、常に利用者の最善を求めて行動する姿勢にあります。

本事業団は、「基本理念」「経営方針」「行動規範」により、福祉サービス提供者として遵守すべき基本的事項を明確にし、職員の資質や品質のさらなる向上を図ることとしています。

北九州市福祉事業団の基本理念

北九州市福祉事業団は
人と知識と技術を結集して
一人ひとりの幸せを大切にする社会づくりに貢献します。

スローガン ～ 一人ひとりの笑顔のために ～

北九州市福祉事業団の経営方針

【サービスの視点】

1. ご利用の皆様の視点に立ち、安心・安全で質の高いサービスを提供します。

【人材の視点】

2. 組織力、人材力を強化するとともに、働きがいのある明るい職場づくりを目指します。

【財務の視点】

3. 持続的発展を図るため、安定した経営基盤を確立します。

北九州市福祉事業団の行動規範

北九州市福祉事業団は
基本理念の実現を目指して、ここに行動規範を定めます。
私たちは、この行動規範を共有し
職業人としての自覚と責任を持ち
一人ひとりの幸せの実現のために行動します。

1. ご利用の皆様一人ひとりを大切にします。
2. 高い倫理性を持って行動します。
3. 専門的知識・技術の向上を目指します。
4. 地域社会との連携を大切にします。
5. 法令及び社会的ルールを守ります。

1-(2) 安定的な人的基盤や財産基盤

ア 管理運営を行っていくための人的基盤、財政基盤について

1 本事業団の沿革

本事業団は、北九州市が設置した社会福祉施設の管理運営を受託するほか、北九州市と一体となって社会福祉事業の推進を図り、公立民営として「公正」と「公平」を求められる役割を十分に生かし、広く市民の福祉向上と増進に寄与することを目的として設立された法人です。

昭和 40 年 11 月、本事業団は、肢体不自由児施設「足立学園」開設と同時に設立され、以来 50 年間にわたり、障害施設・老人施設・保育所・児童館など、現在では 10 種類 75 施設の運営を行っています。

そのほか、以下の事業などについても北九州市と連携し、公立民営の特色と長所を生かしながら、地域における福祉向上のため積極的な取り組みを行っています。

- 社会福祉施設従事者等研修事業（社会福祉研修所）
- 介護認定審査会補助業務
- 介護保険訪問調査業務
- 障害支援区分認定事務
- 地域包括支援センターと統括支援センターへの職員出向
- 地域担当看護職員活動事業
- 訪問等による介護予防支援事業
- のびのび赤ちゃん訪問事業
- 介護報酬請求事務
- 皿倉放課後児童クラブ
- 子ども・若者応援センター「YELL」
- 高齢者生きがいづくり支援事業
- 北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会運営事業

2 人的基盤

本事業団は、多様な福祉施設等の運営を通して、福祉専門職・医療専門職を多数有しており、当センター地域支援室による訪問サービス、保育所の歯科検診（当センター歯科衛生士の派遣）など、人的資源の有効利用を積極的に行っています。

平成 27 年 8 月 1 日現在の常勤職員は 1,171 人（正規 419 人／嘱託 752 人）となっており、全国的にも専門職を多数有した事業団の一つです。

〈主な職種〉

事務員	129 人	医師	13 人	言語聴覚士	10 人
指導員	108 人	歯科医師	2 人	心理士	10 人
保育士	425 人	リハビリ工学技士	1 人	視能訓練士	3 人
介護士	22 人	薬剤師	2 人	歯科衛生士	4 人
訪問調査員	58 人	マテリアルワーカー	3 人	視覚障害者生活訓練士	1 人
包括支援員	77 人	栄養士	8 人	視覚障害者生活訓練等指導者	1 人
家庭訪問指導員	1 人	臨床検査技師	6 人	看護師	78 人
児童厚生員	98 人	診療放射線技師	2 人	准看護師	4 人
相談員	4 人	理学療法士	16 人	自動車運転手	4 人
スポーツ指導員	7 人	作業療法士	14 人	看護補助員	2 人
介護報酬請求員	11 人	運営管理責任者	1 人	業務員	1 人
用務員	3 人	コーディネーター	1 人	指導補助員	2 人
介助員	9 人			調理員	30 人

3 財政基盤

- 本事業団の平成 26 年度決算は以下に示すとおりです。
- 経営基盤の安定性は、平成 17 年から 5 年間の経営健全化計画への取り組みにより、十分確保されています。
- 本事業団は、今後もより一層の経営基盤の強化に向け、サービスの質及び効率性の向上を図ります。

平成 26 年度決算

- 総収入 86 億 4515 万円
- 総支出 85 億 8191 万円
- 当期資金収支差額 6324 万円

1-(3) 実績や経験など

ア 同様、類似の業務の実績について

本事業団は、平成 27 年度現在、10 種類 75 施設の運営を行っています。

勤労青少年ホームを除き、総合療育センター、ひまわり学園（引野・若松・到津）など全ての施設は開設当初から継続して運営し、市民への福祉サービスの充実に積極的に取り組んでいます。

主な運営施設は、以下のとおりです。

1 保育所

- ① 昭和 44 年から 46 年間にわたり保育所運営を行っています。
- ② 現在の運営数は事業団立 15 所、指定管理 1 所の計 16 所です。
- ③ 平成 26 年度の利用延べ数は 22,287 人（入所率 102.0%）です。

2 障害施設

総合療育センター

- ① 昭和 40 年、肢体不自由児入所施設「足立学園」として開設されました。
- ② 現在は、「外来診療部門」「児童発達支援センター」「障害児入所施設」「療養介護」を運営する多機能型社会福祉施設です。
- ③ H26 の外来診療部門の受診延べ数は 42,894 人です。
- ④ H26 の一日平均利用は以下のとおりです。

ひよこ通園（児童発達支援センター）	（定 50）	44.0 人
うさぎ通園（児童発達支援センター）	（定 30）	19.0 人
足立園（障害児入所施設）	（定 80）	38.0 人
足立園（療養介護）	（定 80）	38.0 人

小池学園

- ① 小池学園（障害児入所施設）は、昭和 46 年に開設されました。
- ② H26 の一月平均利用は以下のとおりです。

小池学園（定 60） 47.5 人

ひよりの丘

- ① ひよりの丘（障害者支援施設）は、小池学園成人部を移転し、平成 23 年に開設されました。
- ② H26 の一月平均利用は以下のとおりです。

ひよりの丘（定 50） 48.4 人

ひまわり学園（児童発達支援センター）

- ① 引野ひまわりは昭和 45 年、若松ひまわりは昭和 51 年、到津ひまわりは昭和 54 年に開設されました。

- ② H26 の一日平均利用は以下のとおりです。

引野ひまわり学園（定 50）	48.9 人
若松ひまわり学園（定 30）	31.5 人
到津ひまわり学園（定 50）	53.9 人

3 児童館

- ① 昭和 41 年から 49 年間にわたり、運営を行っています。
- ② 現在の運営館数は 42 館です。
- ③ H26 の年間利用は 65 万人です。

1-(3) 実績や経験など

イ 施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて

① 国家資格を有する専門職種は以下のとおりです。※施設長・相談員含む

	採用職種	保育士	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	管理栄養士	平均 経験年数
保育士	10	10	1	2			23.5
児童指導員	6	3	4				3.8
調理員	1			1			14.3
合計	17	13	5	3			

② 専門職種の採用にあたり、社会福祉士を有しない一定の資格を有する者は以下のとおりです。

	採用職種 (人)	経験年数
社会福祉士資格を 有さない児童指導員	2	2.95

※4年制大学以上で福祉学・教育学・心理学系を専攻し卒業した者

③ 専門資格を有する者は以下のとおりです。

	人数
児童発達支援管理責任者	6
相談支援専門員	6
社会福祉士実習指導者	2

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

ア 施設の管理運営方針（事業計画）について

児童福祉法に基づき、就学前の発達に遅れや障害がある子ども達を対象に、家庭や地域社会との緊密な連携のもと、一人一人の状態に応じた発達の促進、豊かな心の成長を目指します。

さらに、本事業団の「基本理念」「経営方針」「行動規範」により、福祉サービス提供者として遵守すべき基本的事項を明確にし、職員の資質や品質のさらなる向上を図ります。

- 1 事業団の「基本理念」「経営方針」「行動規範」を遵守し、職員の資質の更なる向上を図ります。
- 2 利用者一人ひとりの人権を尊重した支援を行います。
- 3 利用者一人ひとりの特性に合わせた療育を提供し、利用者の豊かな心の成長を目指します。
- 4 利用者が地域の一員として社会参加できるように支援していきます。
- 5 脆弱する家族関係を支え、家族支援を強化します。
- 6 地域支援を充実させ、地域への貢献度を深めます。
- 7 各関係機関と連携し、多角的な支援を提供します。

また、当学園では年度当初に定める事業計画において重点取り組み事項を定めており、今後も継続して利用者へのサービス向上を図ります。

<別紙1 H27 事業計画/年間行事計画>

□ 通常通園

① ポーテージプログラムを柱とした療育プログラムを提供します。

- ・ 全園児にポーテージプログラムを中心にしたアセスメントをし、保護者の願いを組み込んだ個別年間指導計画を作成します。
- ・ 年4回、月の指導計画を作成しそれに基づいて療育を実施、評価を行い、翌月の指導計画に活かします。また月の指導計画は、毎回保護者にも配布し、療育に対する保護者との共通理解を図ります。
- ・ 月の個別指導計画の中から1つ目標を選び、月1枚「ホームプログラム」を作成し、家庭で実施して頂き、親子で達成感を味わいながら家庭療育ができるようにします。

② 様々な療育プログラムを活用した療育を提供します。

- ・ TEACCHプログラムの構造化、インリアル・アプローチ、PECS、感覚統合、応用行動分析など様々な療育プログラムを活用し、療育の質の向上を図ります。

<別紙2 保育室の構造化の様子・PECS・約束表など>

③ 個別指導を実施します。

- ・ 年齢を考慮したクラス活動、障害特性や発達状況を考慮したグループ活動の他に、個別指導を実施し、学習の体勢やスキルの向上を目指します。

④ 年間245日の開所を基本とします。

- ・ 家族参加を促進するための行事（親子レク、保育参観、芋掘り）や子どものみ対象の季節行事（子どもの日、七夕、夏のお楽しみ会など）を土曜日に開催します。

⑤ ドキドキッズ若松を実施します。

- ・ 年長児を対象に第一緑地保育センター「おひさまの家」の協力のもとダイナミックな遊びを取り入れた「ドキドキッズ若松」を実施し、生活経験を広げます。(年8回)
- ⑥ ミュージックケアを実施します。
 - ・ ミュージックケアを実施し、集中力や模倣行動、情操の発達を促し、親子関係を深めます。
- ⑦ わんわんデーを実施します。
 - ・ ドックセラピーのトレーナーの協力を得て、全園児対象に実施します。
- ⑧ 交流保育や小学校特別支援学級との交流を実施します。
 - ・ 同年齢の子どもたちとのふれあいや学校体験など生活経験を広げます。
- ⑨ 総合療育センター地域支援室との協働
 - ・ OT、心理士、言語聴覚士が月1回から2回来所し、個別評価やグループ活動の行動観察をした後、支援方法などを担任と協議し個別支援計画や療育に活かします。
 - ・ PTについては、運動機能に問題を疑われる利用児に対し、観察・評価を依頼します。
- ⑩ ケース検討会を実施します。
 - ・ 全園児に対し、年度初めと年度途中に園長、児童発達支援管理責任者、クラス担任で支援目標や方法などについて検討を行います。
 - ・ 上記とは別に対応方法などの共通理解が必要な事例や新入園児のケース検討会を実施し、療育の質の向上を図ります。(年20ケース)
- ⑪ 健康維持のため検診を実施します。
 - ・ 内科検診(年2回) 歯科検診(年1回)
- ⑫ 保育参観を実施します。
 - ・ グループ活動やクラス活動などの参観を土曜日に開催し、父親の参加も促します。(年3回)
 - ・ 年3回の個人懇談会の日の保護者が希望する時間帯を保育参観にします。
- ⑬ 社会参加の促進のための行事
 - ・ 同年齢の子どもたちが経験する遊びや生活体験ができるように配慮し、近隣の郵便局やスーパーマーケットなどを利用した活動を実施します。
- ⑭ 家族参加の促進や生活経験を広げることを目的とした土曜日開催行事の実施
 - ・ 父親や祖父母などの参加を促し家族の療育への参加意識を高めるため、「保育参観」「家族勉強会」「季節行事」を土曜日に実施します。

□ 短時間通園事業 「ら・くりあ」

- ① 外来相談
 - ・ 在宅あるいは保育所・幼稚園に通っている子どもの保護者からの相談を受け援助します。
- ② グループ療育(短時間通園)
 - ・ 対象は、地域の在宅あるいは保育所・幼稚園に通っている3～5歳児。ただし、兄弟児など特例的に2歳児も対象とします。母子通園で、週1回から2週に1回の頻度でグループ療育を実施します。
 - ・ 対象児の知的レベルは重度から正常域まで、診断を受けていないが発達障害が疑われる子

どもも受け入れます。

- ・ 保護者懇談会や通園と合同で保護者勉強会を実施します。

③ 巡回指導モデル事業

- ・ 保育所等訪問支援で、個別のケースについて検討するだけではなく、配慮が必要な子どもたちへの支援がより充実したものになるように、園全体の職員に対し、発達障害児への理解を深める研修や園の統合保育の取り組み等に対し年間を通じて継続的な研修を実施します。
(年1ヶ所以上)

□ 保育所等訪問支援

- ・ 保護者の個別申請で、対象児の所属園を訪問し、行動観察をした後に所属園の職員と対応方法や目標などを話し合い、所属園での個別支援計画を作成します。

□ 保護者への情報提供

- ・ 食育に関しては、毎月誕生会で給食試食会を実施したり、保護者の調理実習を行います。
- ・ 引野・到津ひまわり学園の栄養士が作成したレシピや食育についての給食便りを配布します。
- ・ 健康に関しては、インフルエンザなど流行前に対処方法の情報提供をし、複数の罹患者が出た場合は、学園の罹患状況について情報提供します。
- ・ 日常の療育について連絡帳の他に学園便りやグループ活動便り、ホームページで情報提供を行います。

□ 子育て相談事業「親子遊び」への出務と「わいわい子育て」への参加

- ・ 若松区保健福祉課が実施する「親子遊び」と「わいわい子育て」に月1回職員が参加します。

□ 障害児相談支援・特定相談支援事業

- ・ 専任の相談支援員を1名配置し、様々な相談を受けたり、計面相談を作成し、サービス事業者などとの連絡調整や利用状況の検証を行い、モニタリングを実施します。

【目 標】

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
外来相談延べ件数	120	120	120	120	120
短時間通園延べ件数	800	800	800	800	800
保育所等訪問支援延べ件数	100	100	100	100	100

イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みについて

□ 知的障害児以外にも、以下の幼児を受け入れ利用者への支援を拡充

- ・ てんかん発作を有する子どもや高機能の行動問題を有する自閉スペクトラム症の子どもを受け入れます。

- ・ 保育参観などの行事で土曜日開園を実施し、延べ利用児の増加を図るとともに長期休暇をできるだけ短縮し保護者の負担を軽減します。

ウ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な取り組み

□ ホームページの活用

- ・ 市民に対する広報活動として、ホームページを今後も継続して活用します。
- ・ 個人情報に配慮しつつ、ブログで学園の子ども達の様子や行事の様子を更新します。

□ 地域住民に広報紙を配布

- ・ 地域住民に向けて学園の様子を「ひまわりだより」という広報紙にし、回覧板で周知します。
(年3回)

□ 学園パンフレットなどの活用

- ・ 近隣の市民センターや若松区役所などにパンフレットを配布し、周知を図ります。

<別紙3 若松ひまわり学園 パンフレット/地域向け広報誌「ひまわりだより」>

エ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成

若松ひまわり相談支援事業の意見や「通園施設サービス基準マニュアル」に基づき、個別年間指導計画や短期目標（月の指導）を作成し、サービス提供を行っていきます。

- ・ 行動観察やポーターページプログラム、遠城寺式乳幼児分析的発達検査など多面的にアセスメントを行い、保護者の願いも反映し、一人一人に応じた個別年間指導計画を作成します。
- ・ 保護者に説明後、協議のうえ同意を得ます。
- ・ 個別年間指導計画を基に年に4回「月の指導」を作成し、保護者に配布します。
- ・ 「月の指導」の中から目標を選び、家庭で「実施するプログラム」を月1枚作成し、家庭での療育を支援します。

<別紙4 個別支援マニュアル/個別年間指導計画/月の指導/家庭で実施するプログラム>

オ 利用者の家族支援についての基本的な考え方や具体的な取り組み

□ 家族支援

① 保護者勉強会

- ・ 保護者会と連携し、保護者の希望に沿って対応方法の学習及びペアレントメンターによる家庭での取り組み方、施設見学などを実施します。(年4回)
- ・ 新入園児保護者を対象にポーターページプログラム、障害特性について、構造化等の勉強会を実施します。(年4回)
- ・ 父親勉強会や祖父母勉強会など母親以外の家族の理解を促す勉強会を実施します。
(年1回以上)

<別紙5 H26 保護者勉強会実績>

② ホームプログラムの提供

- ・ 親子で達成感を味わいながら家庭療育ができるようにするためホームプログラムを作成し提供します。(月1枚)

③ 特別な懇談や家庭訪問

- ・ 学園で実施している構造化を家庭でも取り入れることを希望した保護者には、より適切な支援するために特別に懇談や家庭訪問をし、助言をします。
- ・ 連絡帳や送迎時の様子など、保護者から家族生活の困難さがうかがえた時には、すぐに相談援助を実施し、必要に応じ懇談などを実施します。

④ 定期的な懇談や家庭訪問

- ・ 個人懇談会(年3回) クラス懇談会(年5回) グループ活動懇談会(年2回)
家庭訪問(新入園の年に1回)

⑤ 給食試食会などの実施

- ・ 給食の試食や調理実習を通じて、保護者の「食」への関心を高めます。
誕生会での給食試食(年1回) 調理実習(年1回)

□ 就学に向けた支援

- ・ 3通園合同で就学相談会の説明会を特別支援教育相談センターの講師を迎え実施します。
- ・ 特別支援学校や特別支援学級の見学職員が同行し、就学に関する保護者の相談に応じます。
- ・ 職員が「引き継ぎシート」を作成し、許可を得たのちに学校に引き継ぎを行います。
- ・ 保護者の思いを学校等に引き継ぐための「リアン」や「サポートブック」について保護者勉強会を実施し、保護者が作成できるように職員がサポートを行います。
- ・ 教職員の見学を受け入れ就学後の支援がスムーズに行えるようにします
- ・ 短時間通園の年長児の希望者に対しては、小学校や学童への引継ぎを実施します。

□ 関係機関との連携

- ・ 虐待や虐待が疑われる、保護者が精神的に不安定など保健師や子ども総合センターなどと連携が必要なケースについては、ケア会議を実施し、関係機関と連携を図り、最善のサービスを提供します。
- ・ 総合療育センターなどの医療機関を受診する際は、保護者の希望に応じて学園での状況を記述した紹介状を作成します。

2-(2) 利用者の満足向上

ア 利用者の満足が得られるための取り組み

サービスの質の向上をめざし改善を重ね利用者の満足度を高める為には、利用者が「声」を挙げやすい雰囲気を作ることを常に意識し、利用者のわずかな発信も見落とさないようにします。そして、利用者の「声」を迅速に把握し、職員間の共通理解のもと対応を検討し、改善までの時間を最大限に短縮していきます。

イ 利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み

□ 利用者アンケートの実施

- ・ 園独自で年度末に以下の点を含むアンケートとミュージックケアについてのアンケートを実施し、利用者から挙げた意見を次年度に向けての会議で検討し、サービスに反映させます。
＜施設整備・給食・療育内容・職員の態度・個人情報・保護者勉強会・行事・説明と情報提供＞
- ・ アンケート結果については、3ヶ月間掲示し、全ての保護者が把握できるようにします。

【目 標（数値目標）】

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
アンケート満足度	90%	90%	90%	90%	90%

＜別紙6 H26 保護者アンケート様式＞

□ アンケート以外で意見を集約する方法

- ・ 日常でのやり取りの中での発信や連絡帳に書かれた意見や要望などを見落とさないようにし電話を活用したり必要に応じ懇談を実施したりします。
- ・ 玄関に意見箱の設置し、自由に意見が出せるようにします
- ・ 利用者の苦情受付について掲示をし、プリントでも配布します。
- ・ 保護者会の役員会や総会に園長が出席したり、その他必要時に意見を聴取します。
- ・ 定期的な個人懇談会、クラス懇談会、グループ活動懇談会、家庭訪問での意見の聴取をし、その他にも必要に応じ懇談や家庭訪問を実施します。
- ・ 年度末の個人懇談会の前には、個別支援計画に保護者の意見が反映できるように文書での意見聴取をします。

□ 反映する取り組み

- ・ アンケート結果は全職員で把握し検討後、紙面にして掲示します。
- ・ 保護者から挙げた意見を毎日の朝礼で情報交換し、その対応について共通理解を図ります。
- ・ 個別的な意見については、個別面談を実施し対応します。

ウ 利用者からの苦情に対する対策について

- ・ 苦情受付、苦情解決責任者を定めて学園内に掲示し、プリントでも配布します。

- ・ 「若松ひまわり学園重要事項説明書」に明示し、契約時や入・始園式でも口頭で説明をします。
- ・ 保護者の意見には、迅速に誠意を持って対応し、直ぐに職員間で情報を共有化し、個人からの意見には懇談を実施し、個人が特定できないときは対応方法などをクラス懇談会や保護者会、お知らせプリントなどを配布し対応します。
- ・ 連絡帳、電話、面接、意見箱により、意見集約を行い、適切かつ迅速に対応します。
- ・ 意見内容によっては、事務局担当課と合同で対応します。

＜別紙7 若松ひまわり学園・保育所等訪問支援・若松ひまわり相談支援重要事項説明書＞

＜別紙8 福祉事業団サービス苦情解決実施要綱/苦情解決の事務取扱要項＞

エ 利用者への情報提供を図るための取り組み

□ 利用者や家族への必要な情報提供

- ・ 「月のお知らせ」(月1回)や「グループ活動便り」(年4回)で活動計画及び活動状況を伝えます。
- ・ レシピや食事に関する情報などを掲載した「給食便り」を月1回配布します。
- ・ 掲載の許可を得た子どもの写真などで日々の療育や行事の様子をホームページで公開します。
- ・ 学園内に掲示板や「お持ち帰り自由な書類」を設置し、他機関からの情報、食育・健康に関することなど様々な情報を提供します。
- ・ 学園の療育方針などは、若松ひまわり学園重要事項説明書や入園のしおりにを基に、入園時面接や入園後のオリエンテーションなどで説明します。
- ・ 運営規定を閲覧できるように掲示します。

＜別紙9 月のお知らせ/グループ活動便り/給食便り/月の献立/入園のしおり＞

オ 利用者のニーズ等に沿った取り組み

① 保護者の意見を反映した主な取り組みは以下のとおりです。

保護者意見（アンケートより）	改善点
・ 祖父母の勉強会をして欲しい。	・ 26年度より「祖父母勉強会」「父親勉強会」を実施。
・ プールの水を替えて欲しい。	・ 25年度は3日に1回程度であった水替えを26年度より2日に1回実施。
・ ミュージックケアを増やして欲しい。	・ 25年度は年2回であったが、26年度より年16回実施。
・ 延長保育を検討して欲しい。	・ 26年度より小池学園の日中一時支援が利用しやすいように小池学園の最寄りの通園バスバス停まで小池学園の公用車で利用児を迎えに来るようにしました。
・ 他の保護者とももう少し交流する機会が欲しい。	・ 27年度よりクラス懇談会・グループ懇談会をこれまでの5回から7回に増やします。

② 利用者の地域交流を促進する取り組み

- ・ 深町どんぐりのもり保育所4歳児との交流保育（年8回）や深町小学校知的の特別支援学級との交流活動（年2回）で保育所や小学校を訪問します。
- ・ 近隣の公園まで散歩に行き遊んだり、スーパーマーケットで買い物学習をしたり、郵便局に行き切手を買ったり手紙を出すなど地域の施設を利用し地域の方々と交流をします。
- ・ おひさまの家の職員の協力のもと「ドキドキッズ若松」（年8回）でおひさまの家を利用します。

カ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案

① 平成27年2月より開始した障害児相談支援事業の充実を図ります。

- ・ 各種研修会に参加しサービスの質の向上を目指すとともに、通園担当者や他のサービス事業所との連携の強化を図ります。
- ・ 北九州市障害者基幹相談支援センターとの連携や引野・到津ひまわり相談支援員との連携も強化し、情報交換を行います。

② 平成26年度より実施している園内公開保育を今後も継続して行います。

- ・ 職員の育成と療育の質の向上を目的としてグループ活動やクラス活動の公開保育を行い、園内の職員間で活動内容や職員の対応などについて討議・検討をします。

2-(3) 指定管理料及び収入

ア 指定管理業務に係る費用について

- ① 本事業団運営施設の委託業務については、経費削減のため、事務局にて入札または見積り競争により業者決定を行っています。

<主な契約内容>

- 清掃 (28 施設/若松ひまわり学園含む)
- 消防設備保守点検 (64 施設/若松ひまわり学園含む)
- 機械警備 (55 施設/若松ひまわり学園含む)

- ② 水道光熱費の節約

- 「水道」手洗い場に節水協力の貼り紙をし、職員の節水意識を高めます。
- 「電灯」各部屋に節電協力の貼り紙をし、職員の節電意識を高めます。
- 「空調」職員に係る部屋は、環境省が提唱している空調温度を基準として、費用削減を図るとともに、温暖化防止政策に協力します。

『クールビズ』 夏は 28 度基準

『ウォールビズ』 冬は 20 度基準

【目 標 (数値目標)】

単位：千円

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
管理運営費	109,066	109,066	109,066	109,066	109,066
使用料収入	88,024	88,024	88,024	88,024	88,024
指定管理料	21,042	21,042	21,042	21,042	21,042

イ 収入を最大限確保する提案について

- 保育参観や親子レクリエーションなどの行事は父親や仕事をしている保護者も参加し易いように土曜日に行い、代休も設定していません。
- 夏期在宅指導期間は設定せず冬季在宅指導期間も年末年始6日間程度とし、開園日を250日程度としています。

□ 土曜日開園の実施

年10回以上土曜日開園します。その振替休日は設定しません。

□ 出席率の確保

感染症予防マニュアルに沿って感染症予防に努める、日常的な健康観察に留意して病気の重症化を防ぐなどの対応により、欠席日数を減らし、健康に通園できる日数を確保します。

<別紙 20 給食衛生管理マニュアル/感染症予防マニュアル>

ウ 利用料金の設定について

以下の制度等に定められた費用の利用者負担相当額を徴収します。

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
[平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号※平成 27 年 3 月 31 日改正]
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
[平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号※平成 27 年 3 月 31 日改正]
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
[平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号※平成 27 年 3 月 31 日改正]

2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について

H26 年度決算額をベースとして収支の増減要素を加味

イ 指定管理業務の適切な再委託について

入札または随意契約による業務委託については、品質と費用対効果の向上及び経費の縮減を図ります。

再委託を行う主な業務及び保守点検

●清掃業務

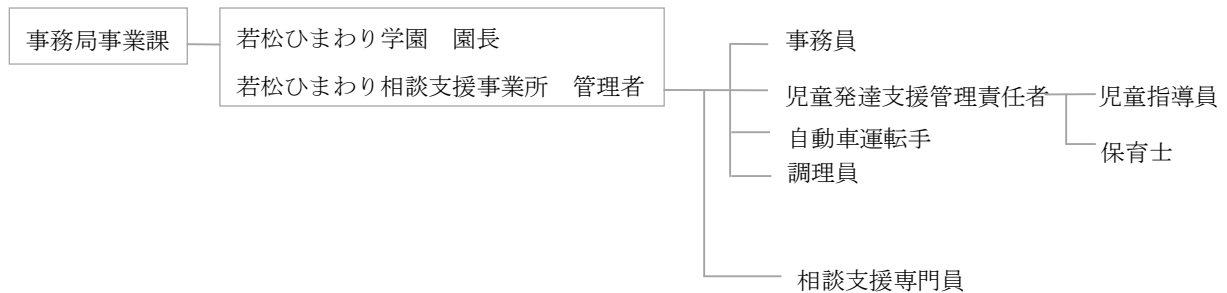
●空調機器保守点検業務

●消防設備保守点検業務

●機械警備

2-(5) 管理運営体制など

ア 施設の管理責任者、管理体制について



イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について

	配置	正規	パート
施設長	1	1	
事務員	1	1	
児童指導員	6	6	
保育士	1 1	1 0	1
自動車運転手	2	1	1
調理員	3	1	2
嘱託医	1		1
計	2 5	2 0	5

<配置基準>

- 児童指導員及び保育士 乳幼児4人に1人以上（児童指導員1人以上・保育士1人以上）
- 調理員 1人以上

<留意事項>

- 定員30名で栄養士配置基準外ですが、引野・到津ひまわり学園栄養士から適宜栄養指導を受けています。

ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

① 国家資格を有する専門職種は以下のとおりです。

	採用職種	保育士	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	管理栄養士	平均 経験年数
保育士	10	10	1	2			23.5
児童指導員	6	3	4				3.8
調理員	1			1			14.3
合計	17	13	5	3			

② 社会福祉士資格を有しない児童指導員の資格は以下のとおりです。

	採用職種（人）	経験年数	
社会福祉士資格を 有さない児童指導員	2	2.95	※4年制大学以上で福祉学・教育学・心理学系を 専攻し卒業した者

③ 専門資格を有する者は以下のとおりです。

	人数
児童発達支援管理責任者	6
相談支援専門員	6
社会福祉士実習指導者	2

エ 職員の資質・能力向上を図る取り組みについて

利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するとともに、事業団の「基本理念」「経営方針」「行動規範」に基づいたサービス向上を推進していくためには、人材育成が最も重要な問題と位置づけ、本事業団が求める人材像を明確にし、人材育成の基本的方向を定め、将来の医療・福祉分野を支える人材育成を図ります。

[＜別紙10 福祉事業団人材育成基本方針＞](#)

□ 職場内研修（園内研修）

① 新規採用職員と異動者のための新人研修

- ・ 3通園共通の支援マニュアル（バス運行時の安全・感染症・危機管理・個人情報保護）
- ・ ポーテージプログラム
- ・ 個別支援計画の立て方
- ・ 個別指導の取り組み方
- ・ 発達障害について
- ・ インリアル・アプローチ
- ・ TEACCHプログラム構造化
- ・ 福祉制度

- ・ 各種発達検査について

② 全指導職員を対象とした専門研修

- ・ ミュージックケア
- ・ わらべ歌（27年度）
- ・ ケース検討会
- ・ 園内公開保育

③ 全職員を対象とした基礎研修

- ・ 人権研修
- ・ 救命救急研修

□ 職場外研修（業務研修）

- ・ ポーテージプログラム
- ・ インリアル・アプローチ
- ・ TEACCHプログラム構造化
- ・ PECS
- ・ 感覚統合療法
- ・ ペアレント・トレーニング
- ・ ミュージックケア
- ・ てんかん
- ・ 各種発達検査の手順と分析方法
- ・ 資格関連の研修
- ・ 各種団体主催の研修
- ・ 給食研修
- ・ 事務員研修
- ・ 人権研修
- ・ 施設見学など

<別紙 11 H26 職場内研修（園内研修）・職場外研修実績（業務研修）>

□ 療育研修

- ・ 本事業団が主催する専門研修の位置づけとして30年以上継続して行っています。
- ・ 各施設で療育の自己分析を行い、そこから導き出された1年間の研修テーマを定め、全職員で取り組みその成果を報告会で発表します。
- ・ 報告会は年1回開催し、外部関係者にも公開しています。

□ 自主研修

- ・ 療育に関する研究会や学会、講演会などに自主的に参加し自己研鑽に努めています。

<北九州インリアル研究会 北九州TEACCHプログラム研修会 ソーシャルスキル研究会>

オ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

□ 地域との交流

① 交流保育

- ・ 深町どんぐりのもり保育所の4歳児と当学園の園児が、10人前後の小グループで年8回交流保育を実施します。

② 小学校との交流

- ・ 深町小学校、特別支援学級の生徒と当学園の利用児10名程度のグループが交流を行います。

③ 施設間交流

- ・ 同年齢の健常児との交流が必要と思われる当学園の年長児が、学園の休園日である土曜日の午前中に地域の保育所で定期的に交流を行います。

④ 地域資源の活用

- ・ スーパーマーケットや郵便局で買い物学習を行ったり、近隣の公園への散歩や赤崎小学校の体育館で「親子レクレーション」を行うなど地域との交流を図ります。
- ・ 年長児を対象とした「ドキドキッズわかまつ」を「おひさまの家」で行います。
- ・ 「共働の家ピノキオ」を利用させていただき、芋ほりを親子で行います。
- ・ おもちゃライブラリー「ピノキオ」を利用し、手作り玩具などを借り、日常の保育活動に使用します。
- ・ 白島記念館など近隣の施設を園外保育で日常的に利用します。

□ 地域との連携

① 特別支援学校評議会への参加

- ・ 学校評議員として評議会の参加の他運動会等にも積極的に参加し、小学校との連携を図ります。

② 交通教室、防犯教室の実施

- ・ 北九州市交通公園から講師を派遣して頂き交通教室を実施します。

③ 若松安心ネットワーク・子育て支援部会への参加

- ・ 保健・医療・福祉・教育関係者・地域団体（住民）・行政機関が、連携を図りながら「子どもからお年寄りまでが住み慣れた地域や家庭で、安心して生き生きと暮らせる地域ネットワーク作り」を目指す「若松区安心ネットワーク・子育て支援部会」に委員として参加します。

□ 地域支援

① 地域職員勉強会

- ・ 地域の保育所・幼稚園職員を対象に配慮が必要な子どもたちへの理解が深まるように地域職員勉強会を年2回実施します。

② 子育て相談への出務など

- ・ 若松区役所主催の子育て相談事業「親子遊び」と「わいわい子育て相談」に月1回、保育士を派遣し、発達上に課題がある子どもの子育てに悩む保護者に、親子遊びの実践方法を提

供し、育児や子どもの発達について専門的立場から助言します。

③ 講師派遣

- ・ 大学、保育所・幼稚園、その他関係機関から依頼があった場合は、職員を講師として派遣し、将来の人材育成、発達障害児への理解と対応など啓発を行います。

＜別紙 12 H26 講師派遣実績＞

④その他

- ・ 二島保育所の新人職員を当学園の新人研修に招き合同で研修会を実施します。

□ 実習生の受入れ

- ・ 保育士や社会福祉士を目指す学生、保育所保育士の実習を受け入れ、障害児に対する理解を深めるとともに、技術習得のための機会を提供し、福祉人材の育成に寄与します。
- ・ 「実習受入れマニュアル」（実習生受入れ要綱・実習されるみなさまへ・実習の心得）に従い、オリエンテーションを実施します。
- ・ 社会福祉士の資格を有する職員2名が、実習指導者研修を受講し平成27年度より社会福祉士資格取得の実習を受け入れます。

＜別紙 13 実習生受入れマニュアル／H26 実習生受入れ実績＞

□ ボランティアの受入れ

- ・ 中・高校生、大学生、高齢者と幅広い年齢層のボランティアを受け入れ、障害児との触れ合いを通して、障害児に対する理解を深めます。
- ・ 「ボランティア受入れマニュアル」（ボランティア活動をされるみなさまへ・誓約書・ボランティア登録カード）に従い、オリエンテーションを実施します。
- ・ 母子通園時、保護者勉強会、行事の際の託児ボランティアを受け入れます。
- ・ 親子レクリエーションなどの行事の際に学生ボランティアを受け入れます。
- ・ 給食の配膳や片付けのボランティアを受け入れます。
- ・ 日常の療育活動に学生や福祉学、教育学、心理学を学んだことがある一般成人をボランティアとして受け入れます。

＜別紙 14 ボランティア受入れマニュアル／H26 ボランティア受入れ実績＞

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ア 施設の利用者の個人情報保護のための対策について

本事業団は、個人情報の取り扱いに関して、利用者の権利を擁護するとともに、利用者との信頼関係を築いていくうえで重要な問題と捉え、個人情報の保護や開示請求に対して適切に対応するために、情報管理体制を整備しています。

□ 個人情報の保護方針

- ・ 「事業団個人情報保護規程」に基づき、情報の保護に取り組んでいます。
- ・ 若松ひまわり学園の「個人情報取扱いに関する方針」支援マニュアル「個人情報の取扱いに付

いて」により、全職員が個人情報の保護に管理徹底を図っています。

- 個人情報の入手（事業運営に必要な最小限の内容に留める）
- 利用目的の通知（利用者に対して個人情報の利用目的を説明し文書で承諾）
- 個人情報の保管（鍵付きキャビネットに保管しデータ持ち出しを制限）
- 個人情報の処分（退園児童の情報は規程のあるもの以外は速やかに処分）

□ 情報の開示

- ・ 本事業団は「事業団情報公開規定」を策定し、第三者に対する事業団運営の透明性を確保しています。

[＜別紙 15 個人情報保護規定／若松ひまわり個人情報保護方針/情報公開規定＞](#)

イ 利用者が平等に利用できるような配慮について

□ 人権尊重、身体拘束及び体罰の防止

障害児者や児童への虐待が社会問題として深刻化している中、本事業団はこの状況を真摯に受け止め、利用者やその家族の人権を尊重するとともに、虐待の防止及び早期発見を図り、児童の人権擁護を徹底します。

- ・ 人権研修の実施（年2回）
- ・ 人権感覚や基本態度、言葉遣いなどについて、チェックシートを用いて職員の行動、態度を相互に評価し、今後の対応に反映します。（月1回）
- ・ 指導職員と庶務関係職員とで構成する虐待防止委員会を設置し虐待防止体制のチェックや虐待事例の調査、研修計画の策定・見直しなどを行い、虐待を未然に防ぎます。（定例会年2回、その他必要に応じ開催）
- ・ 虐待に関しては、連絡帳、通園の準備物（タオルなどの日用品）、服装などの衛生面、食事の状況、身体の痣・傷の有無などから察知し、不審な点があれば、子ども総合センターなど関係機関への連絡とし速やかな対応を実施します。
- ・ 通園バス内で安全面を考慮し、チャイルドシートを使用する場合など、説明後に保護者の同意を文書で取るようにします。

[＜別紙 16 障害者虐待防止マニュアル／園児との接し方チェックリスト＞](#)

□ 平等な利用について

- ・ 保護者向け文書については連絡帳に添付していますが、読解力に苦手さがある保護者には電話などで再度説明をします。
- ・ 外国籍の保護者には必要に応じて「北九州国際交流協会」等の協力のもとボランティアの通訳の方を要請します。
- ・ 就労をされていてクラス懇談会などに参加できない保護者に対しては、懇談会の内容を文書や電話で伝達をします。
- ・ 保護者参加型の行事や個人懇談会は、就労されている保護者ができるだけ参加しやすい日や時間を調整し、参加しやすいように工夫します。
- ・ 入園時の説明については、一同に会した状態で説明し、もし欠席された場合は、同様の説明を別途実施します。

ウ 利用者の選定が公平で適切に行われる配慮について

- ・ 9月以降に子ども総合センター主催による学園の見学会（2回）を開催し、見学とともに療育内容などについても説明をします。
- ・ 上記見学会の他に個別の見学を随時受け入れます。
- ・ 利用者の要望を把握するとともに、新年度利用児については、子ども総合センターとの利用調整会議の調整結果に基づき決定します。
- ・ 年度途中の欠員に伴う選定については、待機児童の中から子ども総合センターとの協議に基づき決定します。

エ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

日常業務の過程で予測される事故の発生予防及び発生した場合の対応を危機管理マニュアルで定め、職員への週知徹底を図っており、今後もこの体制を継続し、安全環境の整備に努めます。

[＜別紙 17 危機管理マニュアル＞](#)

□ 安全対策

- ・ 安全チェック表に従い、遊具・設備の安全点検を実施します。（毎日1回）
- ・ 「ヒヤリハット」は毎日朝礼で報告し、危険回避に配慮します。
- ・ けいれん発作・アレルギーなど特別にケアが必要な通園児童の対応表を作成し対応します。
- ・ AEDを設置しており使用方法を習得し、毎日点検を行い、救急時は速やかに対応します
- ・ 若松消防署の指導のもと救命救急研修を実施します。（年1回）
- ・ バスの添乗マニュアルに従い、安全な送迎に努めます。

[＜別紙 18 運動場の安全点検表・教室安全点検表＞](#)

[＜別紙 19 バス運行時の安全マニュアル＞](#)

□ 事故発生時の対応

事故発生時には、危機管理マニュアルに基づき利用者の安全確保を第一に考えて行動するとともに、関係者及び関係機関への迅速な報告等、情報の把握及び提供を実施します。



オ 衛生管理及び感染症防止への対応策などについて

- ・ 調理業務は、給食衛生管理マニュアルに従って衛生管理に努めます。
- ・ 業者による防虫駆除を全館実施します。
- ・ 園児のおやつや食事前の手洗い・消毒を励行します。
- ・ 各種感染症防止のため、園内各所に手指の消毒薬を設置します。
- ・ 感染症の発生については感染防止マニュアルに従い、速やかに対応します。
- ・ 感染症が複数発生した場合は、速やかに保護者へ「健康に関するお知らせ」で通知し、更なる感染防止に努めます。
- ・ 食中毒防止のため、調理員は調理室やトイレのドアノブなどの消毒を実施します。
- ・ インフルエンザ等流行時期は、各教室に加湿器を設置し、湿度、換気に留意します。

<別紙 20 給食衛生管理マニュアル／感染症予防マニュアル>

カ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

□ 防 犯

- ・ 防犯マニュアルに従い対応し、園児の安全を確保します。
- ・ 不審者対応訓練を実施します。(年2回)
- ・ 敷地内の門扉は施錠します。
- ・ 防犯用のモニターを設置します。
- ・ 各保育室に防犯ブザーを設置します。

<別紙 21 防犯マニュアル>

□ 防 災

- ・ 非常災害対策マニュアルに従い、園児の安全を確保します。
- ・ 防災計画を策定し、職員への周知徹底を図ります。

- ・ 消防計画を消防署へ提出します。
- ・ 避難訓練を実施します。(火災月 1 回、地震年 2 回、竜巻年 1 回、バス事故 2 回)
- ・ 法定の消防設備点検を実施します。
- ・ 緊急持ち出し備品と書類を整備します。
- ・ 事務局・職員・保護者への連絡網を整備します。
- ・ 防災マップ (ハザードマップ) を園内に掲示し、非常時における速やかな対応を図ります。

<別紙 22 非常災害対策マニュアル/消防計画>

□ 危機管理体制

① 緊急連絡網

- ・ 施設と事務局間の緊急連絡網を作成し、全施設に配布し周知します。
- ・ 施設内の職員連絡網を作成し、全職員に配布し周知します。
- ・ 保護者の許可を得て緊急時の保護者連絡網を作成し保護者への連絡を速やかに行います。

② 動員計画

- ・ 事務局と全施設の災害時の職員配備を作成し、全施設に配布し周知します。
- ・ 施設内の職員動員計画を作成し、全職員に配布し周知します。

<別紙 23 施設・事務局緊急連絡網/事業団動員計画>

<別紙 24 若松ひまわり職員緊急連絡網及び動員計画>

北九州市立若松ひまわり学園に関する収支計画書

【収入見込】

(単位:千円)

区 分	収入計画					計	摘 要
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1. 障害福祉サービス等事業収入	85,742	85,742	85,742	85,742	85,742	428,710	収入項目内訳書のとおり
2. 経常経費寄付金収入	1	1	1	1	1	5	
3. その他の収入	2,278	2,278	2,278	2,278	2,278	11,390	
4. 施設整備等による収入	1	1	1	1	1	5	
5. その他の活動による収入	2	2	2	2	2	10	
収入合計(A)	88,024	88,024	88,024	88,024	88,024	440,120	

【支出見積】

区 分	支出計画					計	備 考
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1. 事業費	7,472	7,472	7,472	7,472	7,472	37,360	支出内訳書のとおり
2. 人件費	91,405	91,405	91,405	91,405	91,405	457,025	
3. 事務費支出	5,732	5,732	5,732	5,732	5,732	28,660	
4. その他管理運営に関する支出	1,683	1,683	1,683	1,683	1,683	8,415	
5. 流動資産評価損等による資金額減少	1	1	1	1	1	5	
6. 施設整備等による支出	650	650	650	650	650	3,250	
4. その他の活動による支出	2,123	2,123	2,123	2,123	2,123	10,615	
小 計	109,066	109,066	109,066	109,066	109,066	545,330	
合 計(B)	109,066	109,066	109,066	109,066	109,066	545,330	

【収支明細】

収入合計(A)	88,024	88,024	88,024	88,024	88,024	440,120	
支出合計(B)	109,066	109,066	109,066	109,066	109,066	545,330	
収支差(A)－(B)	-21,042	-21,042	-21,042	-21,042	-21,042	-105,210	
指定管理料	21,042	21,042	21,042	21,042	21,042	105,210	

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立引野ひまわり学園
所 在 地：北九州市八幡西区鉄王一丁目11番30号
施設内容

①施設概要

敷地面積：約3,093㎡
構 造：鉄筋コンクリート造平屋建
規 模：延床面積 約534㎡

②事業内容

- ・児童福祉法に基づく児童発達支援（児童発達支援センター）
- ・児童福祉法に基づく保育所等訪問支援
- ・短時間療育（通園）事業 等

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州市福祉事業団
所在地：北九州市八幡東区中央二丁目1番1号
主な業務内容：① 第1種社会福祉事業（障害児・者施設、特別養護老人ホーム等の受託経営ほか）
② 第2種社会福祉事業（保育所、児童館等の経営、障害福祉サービス事業、障害児等療育支援事業ほか）
③ その他市受託事業（社会福祉施設従事者等研修事業、障害支援区分認定審査事業ほか）

2 指定の経緯

平成27年5月25日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）

平成27年8月3日 申請受付開始

平成27年8月10日 申請締め切り
 平成27年9月3日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
 平成27年10月 指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
- ・[民間有識者] 緒方 有為子（北九州福祉サービス株式会社 統括部長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[公認会計士] 松田 融（松田会計事務所）
- ・[学識経験者] 向笠 雄介（株式会社日本政策投資銀行九州支店企画調査課調査役）

【臨時員】

※ 五十音順

※ 条件付き公募方式採用の妥当性を検証するに当たっては、公民連携や民間活力の導入の推進に関する視点が特に必要であるため、臨時員を招集しました。

5 条件付き公募方式採用について

(1) 条件付き公募とする理由

管理運営を任せる事業者が特定される施設であるかという視点（①利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設かどうか、②人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設かどうか、③人材の育成に長期間「とくに」必要である施設かどうか）で検討した結果、北九州市立引野ひまわり学園の指定管理者の選定に条件付き公募方式を導入することとしました。

別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり

(2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員				
	A	B	C	D	E
妥当性	有	有	有	有	有

(3) 検討会における主な意見

- ・昭和49年度より長年にわたり障害児の療育に取り組んでおり、地域の障害児の保護者との信頼関係も深いと考えられることから、妥当と言える。
- ・障害のある児童の社会的自立の為に、地域の障害児のセンターとしても機能して、福祉事業団は長年にわたり、専門的に取り組んでいる団体であるので、指定管理施設として任せて妥当であると思われる。

6 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など
	⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがづくりなど）が考えられているか。
	⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 ※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。 利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。
	【効率性】
	(3) 指定管理料及び収入
	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
	② 収入が最大限確保される提案であるか。
	③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
② 経費の配分は適切であるか。
③ 積算根拠は明確であるか。
④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

7 審査結果

(1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員			
		A	B	C	D
社会福祉 法人 北九州市福 祉事業団	1 指定管理者としての適性				
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	適	適	適	適
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤				
	(3) 実績や経験など				
	2 管理運営計画の適確性				
	【有効性】				
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度				
	【効率性】				
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性				
	【適正性】				
(5) 管理運営体制など	適	適	適	適	
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など					

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・障害児の社会的自立に向けた療育サービスの提供と保護者への相談機能を担う支援施設として取り組んでおり、適正といえる。
- ・長期にわたり就学前の障害児に療育指導を行っており、障害のある利用者、家族の立場に沿って日々専門的に活動しており、指定管理業務の施設目的の理念に努力している。
- ・心身障害児の為の総合医療；療育；地域支援活動を実施する為の理念や基本方針が適格に表現されている。
- ・北九州市における心身障害児（者）に対する中心的な総合医療・療育を提供していると認める。

【管理運営計画の適確性】

- ・保護者の施設利用ニーズが高く、障害児を受け入れている地域の保育所・幼稚園との支援事業も実施しており、適正といえる。
- ・利用児一人ひとりの育ちを支援、児童発達支援センターとしての専門機能を活かし、保育所等の訪問支援、外来相談等を実施地域の障害児の中核施設として研修を重ね資質向上にも取り組んでいる。
- ・利用者の利便性向上や、自立支援、家庭支援などに具体的な提案が多くなされていると認める。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、障害児・障害者施設ほか数多くの社会福祉施設の管理運営を行ってきた実績がある。障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。引野ひまわり学園についても、昭和45年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、福祉専門職、医療専門職等を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により、職員の資質向上等に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても、一定の取り組みがなされている。
- ・利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者及び保護者の満足向上に関しても、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

9 提案額

25,746千円（平成28年～32年度の各年度）

条件付き公募とする理由

本施設は、本市における障害児（者）に対する療育・医療を行う施設であり、通所や診療機能を有する。

通所における利用者は、療育場面だけでなく日常生活のあらゆる場面や今後の進路について、全般的に保護者からの相談に応じることが求められるなど、他の施設と比べ利用者と職員は密接な関係であり、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」といえる。

また、重たい障害のある人が多く利用している施設でもあるため、支援を多く必要とし、高度な専門性・経験が必要な施設であり、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」ともいえる。

さらに、長年にわたり障害児施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。引野ひまわり学園についても、昭和45年設立当時より委託運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

なお、毎年度の指定管理者事業評価においても適正な管理運営がなされていると判断されており、地域との交流も継続的に取り組み、ボランティアの育成や積極的な職場実習の受入れなど、将来の福祉人材の育成にも貢献を果たしているといえる。

については、本施設の公募方法は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられるもの。

提 案 概 要

（北九州市立引野ひまわり学園 指定管理者）

団体名： 社会福祉法人 北九州市福祉事業団

1 指定管理者としての適性について

（１） 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
事業団が新たに策定した「基本理念」のもと、職員の意識改革を推進するとともに、「経営方針」における 3 つの視点、「サービスの視点」「人材の視点」「財務の視点」や「行動規範」に従い、福祉サービス提供者として、職員の資質やサービスの質のさらなる向上を図ります。
（２） 安定的な人的基盤や財政基盤
○昭和 40 年の設立以来、50 年間にわたり、障害施設・保育所・老人施設・児童館など 10 種 75 施設の運営による多種多様な福祉・医療専門職が在籍し、施設間の連携により児童等へのさまざまな支援の提供が可能です。 ○引野ひまわり学園は、経験豊富な指導員・保育士を配置し、知識・技術を活かした療育プログラムの提供など児童・家族・地域への支援を行います。
（３） 実績や経験など
○現在、障害児施設のほか、障害者支援施設 1・保育所 16・児童館 42・老人施設 1 など 13 種類 75 施設を運営しています。 ○国家資格を要する保育士の経験年数（平均）は 17.5 年です。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
（１） 施設の設置目的の達成に向けた取組み
○「通園施設の基本方針」に基づき、利用児一人ひとりの「育ち」を支援します。 ○児童発達支援センターとして通常通園のほか、当園の有する専門機能を生かし、短時間通園、保育所等訪問支援、外来相談及び障害児相談支援を継続して実施し、地域のニーズに対応する地域の中核的施設としての機能を果たします。 ○療育内容については、専門職として研鑽を積み、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。 ○また、当学園では年度当初に定める運営計画において重点取り組み事項を定めており、今後も継続して利用者へのサービス向上を図ります。
（２） 利用者の満足度
○利用者が当学園を利用する目的は「子どもの発達支援」であり、利用者の満足度を高めるため療育の質の向上と家族支援の充実を図ります。 ○日常的に利用者の声を聞くとともに年 1 回の利用者アンケートを行い、利用者の意見・要望・ニーズを把握するとともに、速やかな対応を図ることにより満足度を高めていきます。

○利用者の意見・要望などに速やかに対応するとともに、情報提供を密に行うことにより、利用者満足度 90%以上を目指します。(園独自のアンケートも実施)

○土曜日の行事実施により、家族と園児のふれあう機会を増やすとともに、事業運営への理解を深めていきます。

【効率性】に関する取組み

(1) 指定管理業務に係る経費

通園利用者の増大を図るとともに、経費節減に努め、健全な収支の執行に取り組めます。

(2) 経費の低減や収入の増加に向けた創意工夫

○清掃等委託業務は、本事業団事務局にて一括入札等を行うことにより、経費節減を図ります。

○また、施設における水道光熱費については、空調温度など環境省が提唱する「クールビズ」「ウォームビズ」を基準とし、「節電対策」についても、利用者の身体状況等に影響が生じない範囲で実施することとします。

【適正性】に関する取組み

(1) 管理運営体制など

○利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するとともに、基本理念や経営方針、行動規範に基づいて「サービス向上」と「経営基盤の安定化」を今後も推進していきます。

○「サービス向上」の基盤となる職員の資質向上のため、職場内研修・職場外研修を積極的に実施するとともに、研究発表の場を設けて自己研鑽の風土を醸成し、人材育成に努めます。

○地域との連携に関しては、地域の中核的な施設として専門的な機能を生かして地域支援に積極的に取り組むとともに、地域における社会資源を積極的に利用します。実習生やボランティアの受け入れにより福祉人材の育成や活用を推進するとともに、地域との交流を通して、障害福祉への理解と認識を深めていきます。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

利用者の個人情報保護に積極的に取り組むとともに、利用者に関する虐待の防止や早期発見を図り、児童の人権擁護を徹底します。

安全管理や事故対応などについては整備された各種マニュアルを活用し、事故防止を図るとともに、事故等発生時における的確な対応を徹底します。

提案額 (千円)

28年度	25,746千円
29年度	25,746千円
30年度	25,746千円
31年度	25,746千円
32年度	25,746千円

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度(A4)にまとめてください。

北九州市立引野ひまわり学園指定管理者

提 案 書

団体名： 社会福祉法人北九州市福祉事業団

1-(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

ア 施設を管理する上での理念、基本方針について

引野ひまわり学園は、児童福祉法に基づき、就学前の知的障害児に対して発達の促進・障害の軽減・豊かな心の成長など、自立生活に向けた療育指導を行う施設です。

本学園は、昭和 45 年の開設以来、45 年の長きにわたり、八幡西区を中心に近隣市外地域の児童を受け入れ、障害児への療育に真摯に取り組んできました。

その根底には、障害のある方及び家族の立場や考えを尊重し、常に利用者の最善を求めて行動する姿勢にあります。

本事業団は、「基本理念」「経営方針」「行動規範」により、福祉サービス提供者として遵守すべき基本的事項を明確にし、職員の資質や品質のさらなる向上を図ることとしています。

北九州市福祉事業団の基本理念

北九州市福祉事業団は
人と知識と技術を結集して
一人ひとりの幸せを大切にする社会づくりに貢献します。

スローガン ～ 一人ひとりの笑顔のために ～

北九州市福祉事業団の経営方針

【サービスの視点】

1. ご利用の皆様の視点に立ち、安心・安全で質の高いサービスを提供します。

【人材の視点】

2. 組織力、人材力を強化するとともに、働きがいのある明るい職場づくりを目指します。

【財務の視点】

3. 持続的発展を図るため、安定した経営基盤を確立します。

北九州市福祉事業団の行動規範

北九州市福祉事業団は
基本理念の実現を目指して、ここに行動規範を定めます。
私たちは、この行動規範を共有し
職業人としての自覚と責任を持ち
一人ひとりの幸せの実現のために行動します。

1. ご利用の皆様一人ひとりを大切にします。
2. 高い倫理性を持って行動します。
3. 専門的知識・技術の向上を目指します。
4. 地域社会との連携を大切にします。
5. 法令及び社会的ルールを守ります。

1-(2) 安定的な人的基盤や財産基盤

ア 管理運営を行っていくための人的基盤、財政基盤について

1 本事業団の沿革

本事業団は、北九州市が設置した社会福祉施設の管理運営を受託するほか、北九州市と一体となって社会福祉事業の推進を図り、公立民営として「公正」と「公平」を求められる役割を十分に生かし、広く市民の福祉向上と増進に寄与することを目的として設立された法人です。

昭和 40 年 11 月、本事業団は、肢体不自由児施設「足立学園」開設と同時に設立され、以来 50 年間にわたり、障害施設・老人施設・保育所・児童館など、現在では 10 種類 75 施設の運営を行っています。

そのほか、以下の事業などについても北九州市と連携し、公立民営の特色と長所を生かしながら、地域における福祉向上のため積極的な取り組みを行っています。

- 社会福祉施設従事者等研修事業（社会福祉研修所）
- 介護認定審査会補助業務
- 介護保険訪問調査業務
- 障害支援区分認定事務
- 地域包括支援センターと統括支援センターへの職員出向
- 地域担当看護職員活動事業
- 訪問等による介護予防支援事業
- のびのび赤ちゃん訪問事業
- 介護報酬請求事務
- 皿倉放課後児童クラブ
- 子ども・若者応援センター「YELL」
- 高齢者生きがいづくり支援事業
- 北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会運営事業

2 人的基盤

本事業団は、多様な福祉施設等の運営を通して、福祉専門職・医療専門職を多数有しており、当センター地域支援室による訪問サービス、保育所の歯科検診（当センター歯科衛生士の派遣）など、人的資源の有効利用を積極的に行っています。

平成 27 年 8 月 1 日現在の常勤職員は 1,171 人（正規 419 人／嘱託 752 人）となっており、全国的にも専門職を多数有した事業団の一つです。

〈主な職種〉

事務員	129 人	医師	13 人	言語聴覚士	10 人
指導員	108 人	歯科医師	2 人	心理士	10 人
保育士	425 人	リハビリ工学技士	1 人	視能訓練士	3 人
介護士	22 人	薬剤師	2 人	歯科衛生士	4 人
訪問調査員	58 人	マテリアルワーカー	3 人	視覚障害者生活訓練士	1 人
包括支援員	77 人	栄養士	8 人	視覚障害者生活訓練等指導者	1 人
家庭訪問指導員	1 人	臨床検査技師	6 人	看護師	78 人
児童厚生員	98 人	診療放射線技師	2 人	准看護師	4 人
相談員	4 人	理学療法士	16 人	自動車運転手	4 人
スポーツ指導員	7 人	作業療法士	14 人	看護補助員	2 人
介護報酬請求員	11 人	運営管理責任者	1 人	業務員	1 人
用務員	3 人	コーディネーター	1 人	指導補助員	2 人
介助員	9 人			調理員	30 人

3 財政基盤

- 本事業団の平成 26 年度決算は以下に示すとおりです。
- 経営基盤の安定性は、平成 17 年から 5 年間の経営健全化計画への取り組みにより、十分確保されています。
- 本事業団は、今後もより一層の経営基盤の強化に向け、サービスの質及び効率性の向上を図ります。

平成 26 年度決算

- 総収入 86 億 4515 万円
- 総支出 85 億 8191 万円
- 当期資金収支差額 6324 万円

1-(3) 実績や経験など

ア 同様、類似の業務の実績について

本事業団は、平成 27 年度現在、10 種類 75 施設の運営を行っています。

勤労青少年ホームを除き、総合療育センター、ひまわり学園（引野・若松・到津）など全ての施設は開設当初から継続して運営し、市民への福祉サービスの充実に積極的に取り組んでいます。

主な運営施設は、以下のとおりです。

1 保育所

- ① 昭和 44 年から 46 年間にわたり保育所運営を行っています。
- ② 現在の運営数は事業団立 15 所、指定管理 1 所の計 16 所です。
- ③ 平成 26 年度の利用延べ数は 22,287 人（入所率 102.0%）です。

2 障害施設

総合療育センター

- ① 昭和 40 年、肢体不自由児入所施設「足立学園」として開設されました。
- ② 現在は、「外来診療部門」「児童発達支援センター」「障害児入所施設」「療養介護」を運営する多機能型社会福祉施設です。
- ③ H26 の外来診療部門の受診延べ数は 42,894 人です。
- ④ H26 の一日平均利用は以下のとおりです。

ひよこ通園（児童発達支援センター）	（定 50）	44.0 人
うさぎ通園（児童発達支援センター）	（定 30）	19.0 人
足立園（障害児入所施設）	（定 80）	38.0 人
足立園（療養介護）	（定 80）	38.0 人

小池学園

- ① 小池学園（障害児入所施設）は、昭和 46 年に開設されました。
- ② H26 の一月平均利用は以下のとおりです。

小池学園（定 60） 47.5 人

ひよりの丘

- ① ひよりの丘（障害者支援施設）は、小池学園成人部を移転し、平成 23 年に開設されました。
- ② H26 の一月平均利用は以下のとおりです。

ひよりの丘（定 50） 48.4 人

ひまわり学園（児童発達支援センター）

- ① 引野ひまわりは昭和 45 年、若松ひまわりは昭和 51 年、到津ひまわりは昭和 54 年に開設されました。
- ② H26 の一日平均利用は以下のとおりです。

引野ひまわり学園（定 50） 48.9 人

若松ひまわり学園（定 30） 31.5 人

到津ひまわり学園（定 50） 53.9 人

3 児童館

- ① 昭和 41 年から 49 年間にわたり、運営を行っています。
- ② 現在の運営館数は 42 館です。
- ③ H26 の年間利用は 65 万人です。

1-(3) 実績や経験など

イ 施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて

①国家資格を有する専門職種は以下のとおりです。※施設長・相談員含む

	採用職種	保育士	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	管理栄養士	平均 経験年数
保育士	13	13					21
児童指導員	8		2				8
栄養士	1					1	30
合計	22	13	2			1	

②専門職種の採用にあたり、社会福祉士を有しない一定の資格を有する者は以下のとおりです。

	採用職種（人）	経験年数
社会福祉士資格を 有さない児童指導員	6	10

※4年制大学以上で福祉学・教育学・心理学系を専攻し卒業した者

③専門資格を有する者は以下のとおりです。

	人数
児童発達支援管理責任者	3
相談支援専門員	3
社会福祉士実習指導者	1

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

ア 施設の管理運営方針（事業計画）について

児童福祉法に基づき、発達に遅れや障害がある子ども達を対象に、家庭や地域社会との緊密な連携のもと、一人一人の状態に応じた発達の促進、障害の軽減、豊かな心の成長を目指しています。

また、在宅での安定した生活を充実させるための家庭支援を行っていきます。

さらに、本事業団の「基本理念」「経営方針」「行動規範」をもとに、福祉サービスの提供者として遵守すべき基本的事項を明確にし、職員の資質や能力のさらなる向上を図っています。

□ 通常通園

- ① 子どもの状態を多面的に捉え発達支援を提供するため、必要に応じて様々なテストバッテリーで評価を行い、ポータージプログラムを発達支援の柱として、適切な目標や支援が行えるようにしています。
- ② 応用行動分析や感覚統合、INREALアプローチ、TEACCHプログラムなど科学的に根拠のある様々な支援技法や考え方を活用し、発達支援の質の向上を図っています。
- ③ 支援に関する最新の考え方や情報を取得し、必要な内容や書籍については、朝礼などの時間を利用し職員に紹介し、必要であれば、別途勉強会を開催したり、専門図書をスタッフルーム内に置き支援の質の向上を図っています。
- ④ 総合発達支援センター支援スタッフ（PT、OT、心理、言語聴覚士）と協働し、発達支援や家族支援の充実を図っています。
- ⑤ 午後のクラス活動の時間と並行して実施している個別指導の回数を確保し、充実させるよう努力しています。
- ⑥ 親子でのリズム活動を通して集中力や親子関係を深める、ミュージックケア「リズムでポン」を年54回(各グループ月1回、9か月)実施しています。
- ⑦ 全利用者が、小グループでの同年齢の子どもたちとの交流を体験するため、年12回永犬丸保育所との交流保育を実施しています。

□ 短時間通園「ちょこれいと」

- ① 市内に居住あるいは保育所・幼稚園に通っている児童（主として、八幡西区、八幡東区）を対象に、週1回から2週に1回の頻度で1時間30分の母子でのグループ発達支援を実施しています。
- ② 原則として3、4、5歳児が対象ですが、兄弟児など利用者の利便性を考慮し、必要に応じて2歳児も対象としています。
- ③ 定員は80名としていますが、グループの調整等を行い可能な限り受け入れを行っています。
- ④ 地域の保育園（所）・幼稚園職員を対象に、配慮が必要な子どもたちへの理解を深めたり、支援方法を伝えるための研修会を年2回地域職員勉強会として実施しています。

- ⑤ 個別のケースについて検討するだけでなく、配慮が必要な子どもたちへの支援がより充実したものになるように、年2ヵ所の保育園、幼稚園を対象に園全体の職員に対する研修や園の統合保育のシステムづくりに対し支援を行っています。

□ 保育所等訪問支援

- ① 保護者のニーズに応じて地域の保育所・幼稚園を訪問し、園の職員と連携しながら個別のケースに対して支援を行う保育所等訪問支援を実施しています。
- ② 対象児は主として短時間通園利用児としていますが、諸事情により短時間通園を利用できない場合にも、保育所等訪問支援事業のみ利用できるようにしています。
- ③ 回数については、個々のケースのニーズに応じて実施しています。

□ 外来相談

- ① 地域の在宅あるいは保育所・幼稚園に通っている子どもの保護者からの相談に対し、児童への対応の方法や福祉制度等に関する情報などを付与しています。
- ② 県外などから転勤をされ市内に転居予定の方からの問い合わせに対し、北九州市の福祉のシステムなどを説明し、転居後スムーズに支援が受けられるようにしています。

□ その他

- ① 優良図書を学園で選定し、保護者向け貸し出し文庫として準備しています。管理は「父母の会」とし、保護者控室内で保管しています。
- ② 遠足を年2回、グループ活動などで近隣施設の利用など社会資源の活用、防犯教室、交通教室、消防訓練などを実施、社会参加の促進のための行事を行っています。
- ③ 「運動会」、「もちつき大会」、「保育参観」、「七夕の集い」、「お楽しみ会」など家族参加の促進や地域交流を目的とした土曜日に行事の開催をしています

【目 標（数値目標）】

項目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
開園日数	245 日	245 日	245 日	245 日	245 日
土曜日の行事実施	10 日程度	10 日程度	10 日程度	10 日程度	10 日程度
社会資源の活用	年 10 回程度	年 10 回程度	年 10 回程度	年 10 回程度	年 10 回程度
内科検診	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回
歯科検診	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回
保育参観	年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回	年 4 回

交流保育	年 12 回	年 12 回	年 12 回	年 12 回	年 12 回
ミュージックケア (保護者参加)	年 54 回	年 54 回	年 54 回	年 54 回	年 54 回
外来相談 (年間延べ)	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人
短時間通園 (年間延べ)	800 人	800 人	800 人	800 人	800 人
巡回相談 (年間延べ)	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件
保育所等 訪問支援事業	160 件	160 件	160 件	160 件	160 件
ホームページの更 新	年 12 回	年 12 回	年 12 回	年 12 回	年 12 回
個人懇談	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回
クラス懇談	各クラス年 3 回	各クラス年 3 回	各クラス年 3 回	各クラス年 3 回	各クラス年 3 回
グループ説明会	各グループ 年1回	各グループ 年1回	各グループ 年1回	各グループ 年1回	各グループ 年1回
給食試食会	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
調理実習	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回
利用者アンケート 満足度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
保護者交流会	年 1 回程度	年1回程度	年 1 回程度	年 1 回程度	年 1 回程度
保護者勉強会	年6回程度	年6回程度	年6回程度	年6回程度	年6回程度
就学相談説明会	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回
人権研修の実施	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回
設備の安全チェック	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回
避難訓練	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回
救命救急研修	年 1 回	年1回	年 1 回	年 1 回	年 1 回

不審者対応訓練	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
防災訓練など	年4回程度	年4回程度	年4回程度	年4回程度	年4回程度

イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みについて

□ 知的障害児以外にも、以下の幼児を受け入れ利用者への支援を拡充しています。

- ① 児童発達支援センターの設立目的に鑑み、知的障害や発達障害のみならず、肢体不自由児も受け入れ、利用者の利便性や発達の向上を図っています。(ただし、常時医療的ケアが必要な児は、対応が困難なため受け入れていない。)
- ② 知的な遅れが認められないが行動問題を有する自閉症スペクトラム症児をうけいれています。
- ③ 常時医療的ケアを必要としないが、健康面で配慮が必要な児を受け入れています

□ 利便性の向上

- ① 八幡西区は、従来どおり通園バスを運行し、その他に八幡東区及び戸畑区の利用者および八幡西区上原、上津役地区の利用児を対象に、公用車（ミニバン）を運行し、自宅から通園バス停までの距離と乗車時間の短縮を図っています。
- ② バス停については、毎年通園児の状況を見ながら、必要であれば基本のバス停に加え交通渋滞を引き起こさないような場所を検討し設定しています。
- ③ 肢体不自由児に対しては、今まで総合療育センター地域支援室に来園していただき、利便性を図っていましたが、総合発達支援センター西部分所開所に伴い、必要に応じて西部分所で診ていただき連携を取りながら保護者負担の軽減を図っていきます。

[＜別紙1 地域支援室の支援の流れ＞](#)

[＜別紙3 バス・メロディ路線＞](#)

□ 開園日数の確保

開演日数に関しては、祝日などにより年度によって異なっていますが、毎年度最低 250 日前後の日数を確保し、保護者の負担軽減と児の保育時間の確保に努めます。

ウ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な取り組み

□ ホームページの活用

- ① 通園の検討をされている保護者の方が参考の一助となるような、また現在通園されている保護者の方が楽しめるようなホームページを目指しています。
- ② 学園の行事の様子や発達支援の様子などをホームページ上のブログに公開するとともに、年12回の定期更新の他、行事や催し物などのお知らせを随時ホームページに乗せ、最新の情報が得られるように工夫しています。
- ③ ホームページを見る環境が整ってない保護者のために、学園玄関入口にホームページのブログの内容やお知らせなどを印刷し掲示しています。
- ④ ホームページやブログなどへの園児の写真掲載については、全保護者にアンケートを取った上で、許可が得られた園児についてのみ公開しています。
- ⑤ 試食会などで好評を得たレシピなどを「給食便り」として、ホームページに掲載しています。

＜別紙 12 保護者向けアンケート＞

□ 「保育所等訪問支援事業」についての周知

保育所、幼稚園に在籍する発達上に課題がある子どもたちへの支援方法を保育所等職員と一緒に検討する「保育所等訪問支援」について、ホームページ上などで公開し、周知を図っています。

エ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成

- ① 個別支援計画の作成に関しては、利用児の発達や特性を考慮し、ここに応じたプログラムを作成するとともに、保護者との懇談会を開き協議を行うとともに同意を得るようにしています。
- ② 平成 27 年度より本格実施された、計画相談と個別支援計画の整合性を図り、保護者や個々ニーズに応じた支援計画を立案します。
- ③ 学期ごとに懇談を開き、個別支援計画の適宜変更を行うとともに、計画相談のモニタリングとの整合線を図ります。
- ④ 個別支援計画を実施した内容の伝達と短期目標を記載した「月の指導」を2ヶ月毎に作成し、保護者に渡すことで、子どもの理解と支援につなげています。
- ⑤ 園で達成したプログラムを基に、家庭での般化や家庭で取り組んでほしい内容をプログラム化した「ホームプログラム」を作成し、家庭での取り組みを支援しています。

＜別紙 16 個別支援計画＞

オ 利用者の家族支援についての基本的な考え方や具体的な取り組み

- ① 連絡帳や懇談などを通じて家庭支援を行っています。
- ② 相談がある場合は、保育時間を除き自由に来園していただき相談に乗っています。ただし、不在を避けるため、事前に電話で連絡してもらっています。
- ③ 家庭と園での違いを訴える保護者が多く、家庭での対応に苦慮されていることから、保護者

の方に対応を覚えていただく「ペアレントトレーニング」を年5回程度実施します。

- ④ 家庭での対応について、その場で教えたり、環境を整えたりした方が良い場合には、家庭訪問を実施し、アドバイスをを行うようにしています
- ⑤ 保護者の方が将来を見据えた支援を展開していくうえで必要な情報などを先輩の母親などから直接話を聞く「ペアレントメンター」を発達障害者支援センター「つばさ」を通して活用していきます。

2-(2) 利用者の満足向上

ア 利用者の満足が得られるための取り組み

- ① サービスの向上を職員一同が常に心がけ、利用者の「声」をリアルタイムに把握し、解決改善にむけ努力していくとともに、職員が共通して意識できるよう朝のミーティング等で共通して意識できるようにしています。
- ② 保護者の困り感を解決するために、保護者のニーズを把握し（イの利用者の意見の把握を参照）対応しています。特に園児の発達支援に関しては、今後も職員のスキルアップを図り、園児のニーズに対応できるようにしていきます。また制度的なものに関しては、最新の情報を入手し場合によっては他機関と連携を行っています。

【目 標（数値目標）】

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者アンケート 満足度 (対応：%)	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上

イ 利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み

- ① 「保育参観」（日にちを設定して、全保護者を対象に2回に分け実施する）「指導参観」（個人懇談の日、若しくは保護者の都合の良い日に個別に保育の参観を行う）「リズムでポン」（月一回保護者と一緒にミュージックケアを行う）など、保育活動に直結する行事に関しては、その都度保護者にアンケートや保育参観感想用シートに記入してもらい、意見を集約しています。
- ② 「短時間通園」利用保護者に関しては、年度末にアンケートを実施し、意見を集約して居ます。
- ③ 「保育所訪問等支援事業」に関しては、訪問した幼稚園や保育所（園）に対して、アンケートを実施し、意見を集約しています。
- ④ 連絡帳により日常のやり取り、また必要に応じて電話での連絡をしています。連絡帳に記載されている保護者からの質問や要望に関しては、極力その日のうちに回答するようにし、もしできない場合は、その旨書き2～3日中に回答するようにしています。
- ⑤ 新入園児に関しては、入園時に必ず家庭訪問を実施し、その他の園児に関しては、必要に応じて家庭訪問を実施しています。
- ⑥ 年度末のアンケートに関する要望については、学園独自で解決できるものは学園で行い、解決できないものに関しては事務局と協議し解決を図ります。難しい場合には、その理由も含め保護者の方に説明しています。
- ⑦ その他以下の懇談等を実施し、それぞれに意見を集約しながら、改善すべき点は改善しています。

「個人懇談」年3回 「クラス懇談」年3回 「グループ活動の懇談」年1回

ウ 利用者からの苦情に対する対策について

- ① 学園に対する苦情受付の方法（連絡帳・電話・面接・意見箱などにより意見の収集を行う）及び苦情解決責任者については、「引野ひまわり学園重要事項説明書」に明記し、契約の際に説明するとともに学園内に掲示しています。
- ② 苦情が出た場合、事実関係を確認するとともに適切かつ迅速に対応し、内容によっては、事務局担当課と合同で対応しています。

エ 利用者への情報提供を図るための取り組み

- ① 連絡帳で日々の子どもの状況を伝えています
- ② クラスのお知らせおよびグループのお知らせをそれぞれ月 1 回発行し、クラスやグループの活動内容などを知らせています。
- ③ 契約時には、引野ひまわり学園重要事項説明書で重要事項を説明し、通園開始後学園での生活がスムーズに行くように入園時に入園のしおりを使用して説明しています。
- ④ 引野ひまわり学園運営規程を学園玄関に置き、いつでも誰でも見られるようにしています
- ⑤ インフルエンザの流行時期など健康に関するおたよりを発行し、注意を促しています。
- ⑥ 玄関、廊下、保護者控室前に掲示板を設置し必要な情報の伝達を行っています。
- ⑦ 学園 2カ所に、他機関からの情報誌などを自由の持ち帰れる書類棚を設置しています
- ⑧ 保護者控室に「ひまわり文庫」を設置し保護者向け貸し出し文庫として準備しています。
（「父母の会」が管理）

オ 利用者のニーズ等に沿った取り組み

定型発達児との交流

- ① 永犬丸保育所と年間 12 回実施しています
- ② 定型発達児との集団経験が必要と判断し、保護者もニーズがあった場合、学園の行事等がない土曜日に事業団保育所の保育活動に支障がない範囲で参加しています。参加児は、年度によって異なりますが、月 1~2 回程度、母子での参加を基本としています。

父母の会との連携

- ① 保護者同士での会話の中で要望等が上がった場合は、適宜父母の会役員の方と話し合い必要な場合は職員間で協議しています。
- ② 定期的な会合は持たず、その都度実施することにより迅速に対応できるようにしています。

就学に向けての相談

- ① 就学に向けての相談は、特に要望が強く、就学相談説明会の他、アンケートを基に学校見学会（特別支援学校、特別支援学級など）を実施しています。
- ② 就学相談申込書の記入要領が解らない保護者のために一緒に記入する機会を設けたり、希望者には提出書類の閲覧を実施しています。
- ③ 就学相談実施後も保護者との意見交換を行い、不安などがあった場合は、その都度相談する時間を設定するようにしています。

□保護者勉強会

- ① 年6回程度実施している保護者勉強会については、父母の会と合同でアンケートを実施し、アンケート内容に従って年間のスケジュールを立て、極力知りたい情報を提供できるようにしています。
- ② 講師の選定や依頼文などは父母の会役員と一緒にっており、依頼などは協力するようにしています。

カ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案

- ① 現在取り組んでいる事業内容について、毎年度末に見直しを行い解決しなければいけない課題がないか、利用者は満足しているなどの検討会を今後も継続していきます。
- ② ミュージックケアのリーダー養成やペアレントトレーニングの担当者養成などを継続して行い、実行できる職員が偏らず継続的に行えるよう計画的な研修を行います。
- ③ 支援の質が落ちないように、人材確保に努めていきます。また、スーパーバイザーとして機能できる職員の育成に努めていきます。
- ④ 環境整備に努め、保護者の方が来園された際の利便性を高めていきます。

2-(3) 指定管理料及び収入

ア 指定管理業務に係る費用について

委託業務

本事業団運営施設の委託業務については、経費節減のため、事務局にて入札又は見積もり競争により業者決定を行っています。

<主な契約内容>

- 清掃 (28 施設/引野ひまわり学園含む)
- 消防設備保守点検 (64 施設/引野ひまわり学園含む)
- 機械警備 (55 施設/引野ひまわり学園含む)

光熱水費の節減

- ① 「水道」 手洗い場には節水協力の張り紙を掲示し、職員の節水意識を高めています。
- ② 「電灯」 各部屋に節電協力の張り紙を掲示し、職員の節電意識を高めています。
- ③ 冷暖房の運転開始を利用者の到着時間に合わせ 9 : 30 とし、終了時間も 17 : 00 としています。
- ④ 夏は「クールビズ」、冬は「ウォームビズ」で、環境省が提唱している空調温度を基準としています。利用児がいる時間帯は、利用児の体調管理を優先しています。
- ⑤ 「清掃」 トイレ掃除や居室の掃除など日々の清掃に関しては、毎日 30 分程度職員が行うことにより、清掃の費用削減を行っています。

【目 標 (数値目標)】

単位：千円

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
管理運営費	157,996	157,996	157,996	157,996	157,996
使用料収入	132,250	132,250	132,250	132,250	132,250
指定管理料	25,746	25,746	25,746	25,746	25,746

イ 収入を最大限確保する提案について

- ① 保育所等訪問に関しては、短時間通園を利用されなくても保育所等訪問事業のみの利用児も最大限受け入れます。
- ② 家庭連携加算、事業所内相談支援加算など必要であれば積極的に利用するようにします。
- ③ 欠席児童の減少に努めます。

土曜日開園の実施

年 10 回土曜日開園します。その振替休日は設定しません。

出席率の確保

感染症予防マニュアルに沿って感染症予防に努める、日常的な健康観察に留意して病気の重症化を防ぐなどの対応により、欠席日数を減らし、健康に通園できる日数を確保します。

<別紙 19 緊急時の対応・感染予防マニュアル・給食衛生管理マニュアル>

ウ 利用料金の設定について

以下の制度等に定められた費用の利用者負担相当額を徴収します。

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
[平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号※平成 27 年 3 月 31 日改正]
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
[平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号※平成 27 年 3 月 31 日改正]
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
[平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号※平成 27 年 3 月 31 日改正]

2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について

H26 年度決算額をベースとして収支の増減要素を加味

イ 指定管理業務の適切な再委託について

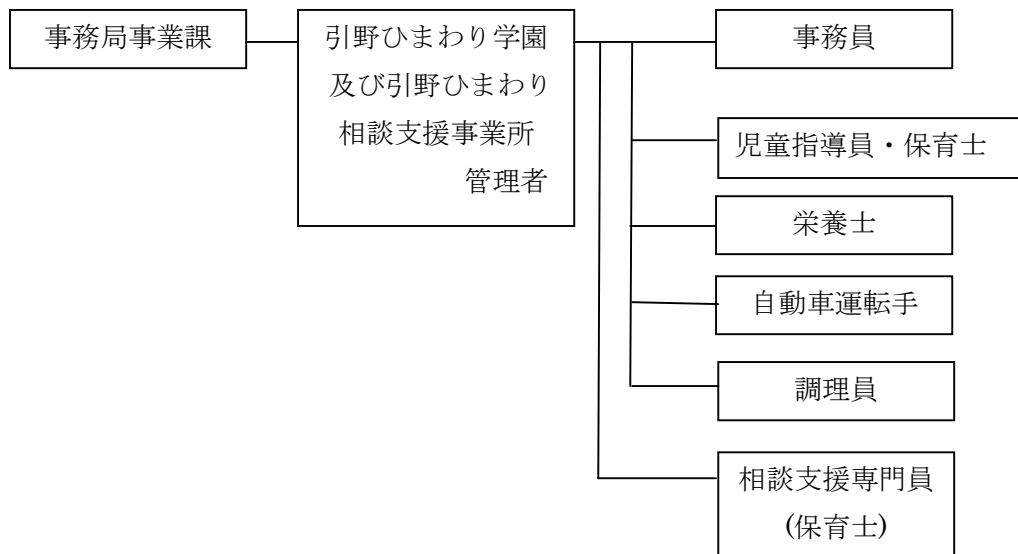
入札または随意契約による業務委託については、品質と費用対効果の向上及び経費の縮減を図ります。

□ 再委託を行う主な業務及び保守点検

- 清掃業務
- 空調機器保守点検業務
- 消防設備保守点検業務
- 機械警備

2-(5) 管理運営体制など

ア 施設の管理責任者、管理体制について



イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について

	配置	正規	パート	備考
施設長	1	1		
事務員	1	1		
児童指導員	7	7		
保育士	16	15	1	
栄養士	1	1		
自動車運転手	3	1	2	
調理師	3	1	2	
嘱託医師	1		1	
合計	33	27	6	

※配置基準

- ・ 児童指導員及び保育士 障害児の数を4で除して得た数以上
児童指導員：1人以上 保育士：1人以上
保育士児童指導員の中には短時間通園、相談支援専門員、
児童発達管理責任者を含む
- ・ 栄養士 1人以上
- ・ 調理師 1人以上

ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

①国家資格を有する専門職種は以下のとおりです。※施設長・相談員含む

	採用職種	保育士	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	管理栄養士	平均 経験年数
保育士	13	13					21
児童指導員	8		2				8
栄養士	1					1	30
合計	22	13	2			1	

②専門職種の採用にあたり、社会福祉士を有しない一定の資格を有する者は以下のとおりです。

	採用職種（人）	経験年数	
社会福祉士資格を 有さない児童指導員	6	10	※4年制大学以上で福祉学・教育学・心理学系を 専攻し卒業した者

③専門資格を有する者は以下のとおりです。

	人数
児童発達支援管理責任者	3
相談支援専門員	3
社会福祉士実習指導者	1

エ 職員の資質・能力向上を図る取り組みについて

□ 職場内研修（実務研修）

- ① 新規採用者と異動者のために、ひまわり学園3通園共通の支援マニュアルおよび引野ひまわり用の通園マニュアルを参照し、就業規則、個人情報取り扱い、個別支援計画、月の目標の立て方など各種マニュアルについての周知を行っています。（マニュアルに関しては、随時改訂作業を行っています）
- ② 全職員を対象に、救命救急研修、人権研修（年2回）、受講した研修内容の伝達研修、八幡西警察署職員による不審者対策、八幡西消防署職員による救急救命法の研修を実施しています。
- ③ 中堅職員を対象に日々の業務に必要な知識や支援方法を学ぶ研修を実施しています。
- ④ 対応方法など共通理解が必要なケースについては、ケース検討会を実施し、特に困難事例については、地域支援室など他職種（OT、PT、ST、臨床心理士）が参加するケース検討会も必要に応じて実施しています。

[＜別紙4 園内研修一覧＞](#)

[＜別紙11 ケース紹介・ケース会議年間計画＞](#)

□ 職場外研修

- ① 職場外研修については、各職員にアンケートを実施し、経験年数、職務内容を鑑み研修を系統的に受講します。
- ② 障害児に対する基礎知識としての専門研修である、つばさ主催の支援者のための初級セミナー、感覚統合やINREALアプローチについては、必須研修とし順番で受講します。
- ③ 障害に関するより専門的な研修として、各種発達検査の手順と分析評価、ミュージックケア（音楽療法）のリーダーとなれる研修を受講します。
- ④ その他、各関係機関が実施する専門研修や各種研究会や学会への参加は、内容等鑑み必要に応じて受講します。
- ⑤ 事業団障害関係施設の研修発表の場である療育研修報告会（年1回開催し、外部関係者にも公開）に1年間の取り組みの成果を発表しています。

[＜別紙5 園外研修一覧＞](#)

□ 人権尊重、身体拘束及び体罰等の防止対策

- ① 人権研修を年2回実施するとともに、人権感覚や基本態度、言葉遣いなどについて、チェックシートを用いて職員の行動、態度を相互に評価し、今後の対応に反映します。（学期に1回）
- ② 虐待に関しては、連絡帳、通園の準備物（タオルなどの日用品）、服装などの衛生面、食事の状況、身体の痣・傷の有無などから察知し、不審な点があれば、子ども総合センターなど関係機関への連絡と速やかな対応を行います。
- ③ バス等乗車時、パーテーション等使用する場合は、事前に保護者の同意を得ます。

[＜別紙8 園児との接し方チェックリスト＞](#)

オ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

□ 地域との交流

- ① 永犬丸保育所と交流保育を実施（年12回）し、保育所園児との交流に努めます。
- ② 引野市民センターで土曜日に開催される「引野市民センターまつり」バザーへ父母の会が出店し、当日は開園しバザーへの協力体制を行います。
- ③ 学園行事「もちつき」に引野地区まちづくり協議会へ協力を依頼し、もちつきの仕方やもちの丸め方などを園児に教えていただくことによって、地域との交流に努めます。
- ④ 引野地区まちづくり協議会が引野校区の小学生を対象に実施されている「ふれあいキッズ」事業のうち、園児でも参加できる内容の行事へ参加させ、小学生との交流に努めます。

[＜別紙2 交流保育＞](#)

□ 地域との連携

- ① 八幡西区生活支援課と協働して、地域の子育て家庭の相談業務である「おひさまルーム」へ保育士2名を派遣しています。
（毎月第4月曜日準備、カンファレンスも含め14:30～16:30）
- ② 引野まちづくり協議会の地域交流部会部員として、総会等に出席し地域との交流に努めてい

ます。

- ③ 八幡特別支援学校の学校評議会に評議委員として参加しています。
- ④ 地域と連携した総合避難訓練を実施します（年1回）
- ⑤ 地域の関係機関（大学、保育所、幼稚園、ボランティア団体など）から依頼があれば、職員を講師として派遣します。
- ⑥ 「子ども110番」の案内板を玄関前のフェンスに掲示しています。

[＜別紙9 実習生・ボランティア受け入れマニュアル＞](#)

[＜別紙10 派遣講師一覧＞](#)

[＜別紙14 おひさまルーム＞](#)

[＜別紙15 引野地区まちづくり協議会＞](#)

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ア 施設の利用者の個人情報保護のための対策について

- ① 本学園は、事業団作成した「事業団個人情報保護規程」に基づき、情報の保護に取り組んでいます。
- ② 本学園独自に「引野ひまわり個人情報保護方針」を定め、全職員が個人情報の保護に積極的に取り組んでいます。
- ③ 個人情報の入手に関しては必要最小限の内容に留めています
- ④ 契約書に利用目的を明記し、利用者に対して個人情報の利用目的を説明し承諾を受けています。
- ⑤ 得た個人情報に関しては、ファイルに綴じ鍵付きキャビネットに保管し、ファイル等のデータの持ち出しを制限しています。また毎日担当者がファイルのチェックをしています
- ⑥ 退園児童の個人情報は規程のあるもの以外は速やかに処分しています
- ⑦ パソコン内のウイルスチェックを定期的に行い、外部への流失を防いでいます

イ 利用者が平等に利用できるような配慮について

- ① 入園児の説明については、一同に会した状態で内容を説明します。もし欠席された場合は、同様の説明を別途実施しています。
- ② 保護者向け文章については、同じ内容の文章を作成し、連絡帳に貼付します。ただし文章の読解力に苦手さを持たれている保護者の方については、別途電話連絡し内容を確認するようにしています。
- ③ 保護者参加型の行事に関しては、就労されている保護者の方が参加しやすいよう休める日などを調整し、参加しやすいように工夫しています。
- ④ 懇談に関しては、基本的に降園後に実施しているが、保護者の都合で午前中を選択される場合には登園前の時間も利用し実施しています。
- ⑤ バス停に関しては、駐車スペースなども考慮しながら、極力バス停までの距離を調整し利便性を図っています。

ウ 利用者の選定が公平で適切に行われる配慮について

- ① 利用希望者については、子ども総合センターと情報を共有し、ニーズの把握をするとともに、子ども総合センターの客観的なデータに基づき協議・調整を行っています。
- ② 申し込み順ではなく、子ども総合センターが指定した期間に申し込みをされた方のうち、緊急性の高い児童（行動問題が重篤、知的な遅れ、行き先がないなど）より、選定をしています。
- ③ 転勤などにより通園のキャンセルが出た場合は、再度子ども総合センターと再調整を行っています。

エ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

□ 防犯

- ① 安全チェック表に従い、月1回園庭の固定遊具や室内の設備の安全点検を実施しています。破損箇所については、できるだけ速やかに補修しています。
- ② 「ヒヤリハット」は、毎日朝礼で確認し、事例があった場合は、検討し危険回避に努めます。一定期間過ぎると同じような事例が出てくる恐れがあるため、3年ごとにまとめ、傾向及び対策を検討しています。
- ③ 八幡西消防署の指導のもと、年1回救命救急研修（設置してあるAEDの扱い方を含め）を実施しています。

[＜別紙18 安全チェックリスト＞](#)

□ 事故発生時の対応

事故発生時には、利用者の安全確保を第一に考えて行動するとともに、関係者及び関係機関への迅速な報告等、情報の把握及び提供に努めます。



オ 衛生管理及び感染症防止への対応策などについて

- ① 園児のおやつや食事前の手洗い・消毒を励行しています。
- ② けいれん発作・アレルギーなど特別にケアが必要な通園児童の対応表を作成し、クラス職員以外にも周知しています。
- ③ 各種感染症防止のため、園内各所に手指の消毒薬を設置しています。
- ④ もし感染症が発生した場合は、感染防止マニュアルに従い、速やかに対応しています。また保護者の方には「健康だより」等で速やかに知らせ、感染の拡大防止に努めています。
- ⑤ インフルエンザや嘔吐下痢症などが流行した際は、特に衛生面に気を配ると共に、市内や県内の動向に留意しています。必要に応じて「健康だより」等で保護者に知らせています。
- ⑥ 食中毒防止のため、調理員は調理室やトイレのドアノブなどの消毒を実施しています。
- ⑦ バスの添乗マニュアルに従い、安全な送迎を行うよう努めています。

[＜別紙20 バス運行時の安全マニュアル＞](#)

カ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

□ 防犯

- ① 不審者対応訓練を年2回実施し、その内1回は八幡西警察署に依頼し、協力していただいています。その際、不審者対応方法についても講義していただいています。
- ② 通園時間中は、敷地内の門扉をすべて施錠しています。

□ 防災

- ① 防災計画を策定し、消防計画を消防署へ提出しています
- ② 避難訓練（地震対応訓練、たつまき対応訓練を含む）を月1回実施し、報告書を消防署に提出しています。
- ③ 年1回総合防災訓練を八幡西消防署に協力していただき実施しています。
- ④ 法定の消防設備点検を実施しています。
- ⑤ 緊急持ち出し書類を整備しています。
- ⑥ 事務局・職員・保護者への連絡網を整備しています。
- ⑦ 防災マップを園内に掲示し、非常時における速やかな対応を図っています。

□ 危機管理体制

- ① 施設と事務局間の緊急連絡網を全施設に配布しています。
- ② 災害時の職員動員計画配備について全施設に配布しています。

<別紙6 消防計画・避難訓練>

<別紙7 防災マップ>

<別紙19 おひさまルーム>

<別紙19 緊急時の対応・感染予防マニュアル・給食衛生管理マニュアル>

北九州市立引野ひまわり学園に関する収支計画書

【収入見込】

(単位:千円)

区 分	収入計画					計	摘 要
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1. 障害福祉サービス等事業収入	129,093	129,093	129,093	129,093	129,093	645,465	収入項目内訳書のとおり
2. 経常経費寄付金収入	1	1	1	1	1	5	
3. その他の収入	3,153	3,153	3,153	3,153	3,153	15,765	
4. 施設整備等による収入	1	1	1	1	1	5	
5. その他の活動による収入	2	2	2	2	2	10	
収入合計(A)	132,250	132,250	132,250	132,250	132,250	661,250	

【支出見積】

区 分	支出計画					計	備 考
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1. 事業費	10,940	10,940	10,940	10,940	10,940	54,700	支出内訳書のとおり
2. 人件費	131,218	131,218	131,218	131,218	131,218	656,090	
3. 事務費支出	8,975	8,975	8,975	8,975	8,975	44,875	
4. その他管理運営に関する支出	2,157	2,157	2,157	2,157	2,157	10,785	
5. 流動資産評価損等による資金額減少	1	1	1	1	1	5	
6. 施設整備等による支出	650	650	650	650	650	3,250	
7. その他の活動による支出	4,055	4,055	4,055	4,055	4,055	20,275	
小 計	157,996	157,996	157,996	157,996	157,996	789,980	
合 計(B)	157,996	157,996	157,996	157,996	157,996	789,980	

【収支明細】

収入合計(A)	132,250	132,250	132,250	132,250	132,250	661,250	
支出合計(B)	157,996	157,996	157,996	157,996	157,996	789,980	
収支差(A)－(B)	-25,746	-25,746	-25,746	-25,746	-25,746	-128,730	
指定管理料	25,746	25,746	25,746	25,746	25,746	128,730	

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立日明リサイクル工房
所在地：北九州市小倉北区西港町96番2号
施設内容

①施設概要

敷地面積：約416㎡
構 造：鉄筋コンクリート造2階建
規 模：延床面積約568㎡

②事業内容

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援事業 等

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会
所在地：北九州市戸畑区沖台二丁目4番8号
主な業務内容：第一種社会福祉事業（障害者支援施設の運営）
第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業の実施）
北九州市からの委託事業（日中一時支援事業ほか）

2 指定の経緯

平成27年7月9～15日 募集要項配布
平成27年9月11日 募集締め切り
平成27年10月19日 指定管理者検討会の開催
平成27年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ①法人であること。

- ②本社、本店又は主たる営業所、事業所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③募集説明会に参加していること。

(2) 応募状況

説明会参加：2団体

応募件数：1団体（社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
- ・[民間有識者] 緒方 有為子（北九州福祉サービス株式会社 統括部長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[公認会計士] 松田 融（松田会計事務所）

※ 五十音順

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	<p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</p> <p>① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。</p> <p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p> <p>① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。</p> <p>(3) 実績や経験など</p> <p>① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。</p> <p>② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。</p>
2 管理運営計画の適確性	<p>【有効性】</p> <p>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</p> <p>① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。</p> <p>② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。</p> <p>③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。</p>

④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など
⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。
(2) 利用者の満足度
① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいがづくりなど）が考えられているか。
⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 ※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。 利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。
【効率性】
(3) 指定管理料及び収入
① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
② 収入が最大限確保される提案であるか。
③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
② 経費の配分は適切であるか。
③ 積算根拠は明確であるか。
④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（=審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					平均	審査結果	得点
			構成員							
			A	B	C	D				
社会福祉法人 北九州市手をつなぐ 育成会	1 指定管理者としての適性									
	(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	3	4	3	3	3.2	3	3	
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	3	4	4	3.7	4	4	
	(3) 実績や経験など	5	4	4	4	4	4	4	4	
	2 管理運営計画の適確性									
	【有効性】									
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	25	3	3	3	4	3.2	3	15	
	(2) 利用者の満足度	20	4	4	4	4	4	4	16	
	【効率性】									
	(3) 指定管理料及び収入	10	3	4	4	3	3.5	4	8	
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	4	4	3	3.5	4	8	
	【適正性】									
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	4	4	4	4	8	
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	3	4	4	3	3.5	4	8	
合計	100	68	74	74	73	—		74		
地元団体に対する優遇措置（5点）									79	

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・理念や基本方針を有していると認める。
- ・人材育成のトータル人事システムが評価できる。
- ・長年の運営実績から専門性を活かしたノウハウを有している。

【管理運営計画の的確性】

- ・利用者の満足度の数値目標を設定し、意見を取り入れ、苦情等に対しても対応を講じている。
- ・職員の資質向上に向けた取り組み内容が評価できる。
- ・個人情報保護をはじめ法的根拠に基づきマニュアル等を作成し、安全対策、危機管理の体制が敷かれている。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目のうち、2つの項目で評価レベル4、1つの項目で評価レベル3、有効性においては2つの審査項目について評価レベル4と3、効率性の2つの審査項目については評価レベル4、適正性の2つの審査項目については評価レベル4となり、全体的に市の要求水準を満たしており、一応の能力を有していることが認められた。

なお、作業を行う環境において、障害者の安全面、健康面の配慮が特に必要であるため、「作業現場の安全面、健康対策に更に留意をすること」の付帯意見を付すこととなった。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。日明リサイクル工房についても、平成6年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、社会福祉士等の資格取得者を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により職員の資質向上等に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取り組みがなされている。

- ・利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者（障害者）の満足向上に関しても、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

8 提案額
0千円

提 案 概 要

(北九州市立日明リサイクル工房 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

1 指定管理者としての適性について

<p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</p> <p>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることは困難な障害者であって、適切な支援により雇用契約に基づき就労する者に対し、必要な知識及び能力の向上を図ることを目的とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. A型事業所としての独自性を活かした運営を推進します。 2. 利用者(利用者)のニーズにあったサービス提供に努めます。 3. 社会的責任を果たせる人づくりを目指します。
<p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p> <p>27年度6月で403名の職員が在籍、人材育成を核とした教育研修、評価、処遇、福利厚生が連動したトータル人事システムを導入しています。さらに、メンタルヘルス対策にも万全を期すと共に、職員の人生に関わるキャリア形成支援を法人として取り組むよう努めます。また、法人内の複数のサービスを有機的に連携、発展させるためにサービスアドバイザー、サービスマネージャーを配置しています。財政基盤については、北九州市の指定管理施設の民間譲渡による施設再整備により、自己資金の支出や福祉医療機構、金融機関からの借入を行っていますが、「流動比率」「固定長期適合率」「純資産比率」は健全な指標となっています。今後も法人全体で利用者サービスの質の向上に取り組み、利用者ニーズに応じたサービスの展開を図り、法人全職員が一丸となって安定経営に取り組んでいくこととしています。</p>
<p>(3) 実績や経験など</p> <p>当法人は昭和53年に設立しました。リサイクル工房は、障害のある人の働く場が必要であるというニーズに応えるために、北九州市が福祉工場として設置し、当法人にて20年間運営してきました。その後も働く場として、障害のある人への支援を実践すると共に、北九州市環境局より缶・びん選別作業・トレイ選別作業・インゴット形成作業を受託し、高い評価を頂いています。</p> <p>現在7ヶ所の指定管理施設を受け、それ以外にも法人立の事業所を立ち上げ、全体で市内に33施設・事業所、59事業を展開し37年の歴史と実績を有しています。平成25年度から民間譲渡に基づく再整備を推進し、東部・中部・西部の各エリアに育成会会館を建設し、地域生活支援の一体的サービス提供の拠点としています。人材育成に特に力を入れ、資格取得者（社会福祉士55名、精神保健福祉士22名、介護福祉士68名）であり、各施設・事業所におけるOJTを積極的に活用しサービスの向上を図っています。また、地域活動も盛んに実施しており、法人として年間100件を上回る地域活動へ参加しています。また、年間通じて数多くの見学者（3,091名：うち小学生2,704名）があり、缶ビンリサイクルの啓発に努め、ゴミ分別の質の向上に貢献しています。</p>

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方を利用(雇用)契約し、生産活動の提供と就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行うと共に自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るように、利用者のニーズに踏まえた個別支援計画を作成します。また、家族からの相談にも柔軟に対応します。環境保全や環境にやさしい企業活動を推進し、北九州市から委託された業務の完全処理を実践します。
(2) 利用者の満足度
法人独自の第3者評価や北九州市利用者アンケート調査等の結果を事業計画に反映させ、サービスの向上を図りつつ、長く働き続けられるように安全・健康に配慮した作業環境づくりに務めます。更に、当事者会や委員会活動の支援、5S活動を推進します。また、働く意欲の向上では、目標管理制度を活用し、達成感や充実感が得られるように支援します。そして、苦情解決制度による利用者からの苦情や相談に積極的に対応し、迅速かつ公平に解決を図ります。

【効率性】に関する取組み
(1) 指定管理料及び収入
事業所収入については、障害福祉サービス費による収入と利用者負担金による収入とします。可能な限り多くの利用者を受け入れ、その収入を安定させるとともに、サービス向上に努めます。
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
収支計画は、利用者サービス向上に視点をおき、業務遂行時の安全・衛生面及び行事・福利厚生の実施を目指した経費配分に取り組めます。事業計画を職員全体で積み上げ、法人による事業所全体の収支バランスの確認や会計事務所の監査を受け、透明性の確保・積算の根拠性を高めます。外部委託業者はローコスト・費用対効果の視点から選定します。

【適正性】に関する取組み
(1) 管理運営体制など
事業管理者、サービス管理責任者の下、作業面、就労継続面に支援員を、業務遂行に関しては業務員、保守員を適材適所に配置し事業運営にあたります。職員の資質向上については、法人の人事システムを基本に事業所内でのOJT、施設内研修、ケアカンファレンス、外部研修への積極的参加等で人材育成を図っています。また、法人独自の第3者評価を導入し地域住民の意見を取り入れた事業運営にあたっていきます。
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
利用者との契約において、北九州市と連携のもと公共職業安定所を通じて公平で適切な実技試験・面接を実施します。安全対策では、労働災害ゼロ・疾病災害ゼロを目指し、安全・快適な環境で働くことが出来るように「安全衛生管理計画書」を作成し、安全教育の実施及び支援を行います。併せて、利用者・職員のリスク管理に対する意識を高め、災害対策・事故及び防犯、不測

の事態における危機管理マニュアルを整備、迅速に対応できる体制としています。また、障害者差別解消法及び障害者虐待防止法を遵守し、適切な支援を行います。

提案額（千円）

28年度	0千円
29年度	0千円
30年度	0千円
31年度	0千円
32年度	0千円

北九州市立障害児・障害者施設 第3回指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 平成27年10月19日（月）17：00～20：50
- 2 場 所 総合保健福祉センター 6階 視聴覚室
- 3 出席者 (検討会構成員) 大野構成員、緒方構成員、門田構成員（座長）、
松田構成員
(事務局) 保健福祉局 障害福祉部長、障害福祉施設再整備担当
課長、他2名
- 4 会議内容
 - 指定管理者候補の選定基準、採点の注意事項等について、事務局より説明
 - 応募団体より提案概要に関してヒアリング
 - (1) 浅野工芸舎、若松工芸舎、洞海工芸舎、八幡東工芸舎
 - (構成員) 育成会は50年の歴史を持っているが、就労継続支援B型において、何を一番骨子、基本に考えているか。
 - (応募団体) B型においては、働きたいというニーズにしっかり応えること、国の流れでもある高賃金の支給に努めることを大切にしている。
 - (構成員) 育成会全体で職員が403名のうち若い職員が多いような気がするが、15年以上のベテランと若い人の比率はどうなっているか。
 - (応募団体) 30代以下が約半分くらい、50代は1割くらいで、50代の方が事業所長等の管理職等をしている状況である。
 - (構成員) ベテランの方は非常に大切だが、若い人の定着率の状況は。また、どのように対応しているか。
 - (応募団体) 昨年の10月から11月にかけて、全職員に仕事に対する満足度や仕事に対する思いについてアンケート調査を行った。全国的に若い人の定着率が悪いと聞いているが、我が法人でも職員403名に対して、20代・30代前半の人が、年間に25人から30人辞めている状態である。法人として、職員の定着率をしっかりと高めていくことをスローガンとして掲げ、途中で退職を考えている人がいる場合は、理事長がヒアリングを行い、状況を把握し、対応している。また、法人では、利用者と職員が法人の宝であるというスローガンを掲げ、利用者及び職員一人ひとりを大切にしている。また、理事長と管理職とのヒアリングを行っており、今後、副所長、主任、課長レベルに広げていき、一人ひとりのニーズ・思いを受け止めようと思っている。
 - (構成員) 職員の仕事の負担が大きくなると、体力的にも・行動的にも厳し

- くなるかと思うので、留意して頂きたい。
- (応募団体) 働きに来た時は、貢献したいという、非常に高い意識を持ってくるが、7年・8年経つと、バーンアウトする人も感じている。
- (構成員) この仕事は意欲を持っている人に頑張ってもらいたいと思う。ベテランの人も非常に大切であるため、良くしてもらいたいと思う。利用者も高齢になってきているが、高齢者対策はどのようにしているか。
- (応募団体) 利用者の保護者に対し、どのような希望を持たれているか意識調査をした。一番は、親亡き後をどうするかであった。法人として結論を導き出せていない。法人を設立した当初は、利用者は子どもだったのが、高齢化している。0歳から高齢者まで連続的な支援していくことで、おのずと親亡き後をどうするかという結論を導きだしたいと思っている。理事長からの命令ではなく、職員の中でその声が出てくるように努力したいと思っている。
- (構成員) グループホームも運営しているということで、今後もその辺を留意して活躍して頂きたい。
- (構成員) 職員等の個人の要望に対して、法的に解決しなければどうにもならないことと、施設や個人の努力でなんとかあるものがあると思うが、どちらのウェイトが大きいのか。
- (応募団体) 例えば、新たな取り組みとして、妊娠がわかった時点で2ヶ月間、安定期に入るまで休みを保障する等を考えている。また、事業所の中で上司との関係がうまくいかなかった時は、上司とヒアリングをし、疲れている人については早急にお休み頂く等、いろいろなケースがあるため、個別に対応している。
- (構成員) ワークライフバランスの取り組み状況はどうなっているか。
- (応募団体) メンタルヘルス対策推進会議を設置しており、50人の職員がいれば必ず設置が必要な会議である。50人以上の事業所は2ヶ所くらいだが、法人全体で取り組むということで、積極的に今年度立ち上げていく予定としている。
- (構成員) 職員を獲得する努力、手段はどのようにしているか。将来的な若い人に対する事業所のPRなどを行っているか。
- (応募団体) パンフレットを作成し、全国の全ての養成校、300ヶ所に送付している。山口、広島、九州内は人事課の職員が直接伺い、全ての人事担当者に説明している。また、法人独自で就職説明会も実施している。毎回20人くらいの新卒の人も入っている。手を尽くして獲得に動いているが、それでも厳しいというのが現状である。
- (構成員) 資格を持っている人を獲得することも大事だが、意欲のある人を採用し、研修してスキルアップしていくことも大切だと思うが。
- (応募団体) 当法人では、資格はなくても意欲的な方は採用している。その人達への研修を充実していかなければならないと思っている。
- (構成員) 財政基盤の強化の取り組みについて、提案書に書かれているが、更に具体的な内容を教えて頂きたい。
- (応募団体) 基本的には毎年収支を確保することが一番。今回、25年度、

- 26年度と指定管理施設のトータル35億の設備投資があり、発生した資金の補助金、銀行借入れ、自己資金のバランス等、計算し計画立て、中期・長期的に無理のない内容で行っている。ここ2・3年重要な時期にきており、財務基盤を強化している状況である。
- (構成員) 流動比率が、24から25年度にかけて、大きく落ちているが、それは設備投資が理由なのか。
- (応募団体) 35億の設備投資をしているため、自己資金も7億程度あてており、やむを得ないことである。ただ、健全性の範囲で収まっており、今がピークでこれから良くなっていくため、問題ないと考えている。
- (構成員) 投資をすれば、リターンがあがってこなければならぬと思うが、具体的にどのような数字であがってきているか。
- (応募団体) 事業収支で1億5千万とか、中長期計画を組み、借入れ返済等も確実にやっていくこととしており、銀行等にも相談しながらやっている。確かに厳しい数字ではあるが、大きなマイナスになるものではないと考えている。
- (応募団体) 既存施設、指定管理施設の建て替えが今回のメインであり、その際に、法人独自の事業、地域の方のニーズが高い事業を入れている。法人全体のイメージが高まり、利用者が増えていくことも想定しているが、財政面では保守的な計画の中でいけるということで計画をしているものである。
- (構成員) 非常に大きな投資というと、大きなリスクも伴うものであるため、今にも増して、きちんとした資金管理をして頂ければと思う。会計基準が変わって、また適応をしていかないといけないが、外部監査等についての対策はどうなっているか。
- (応募団体) 新会計基準に移行したのは今年度からとなる。監査証明のあるものではないが、顧問の会計事務所より外部監査を、全事業所が毎月受けている。将来的な外部監査をどうするかという点は、これから検討しなければいけないと認識している。
- (構成員) サービス提供の個人計画でケアマネジメントを使っているとなっているが、課題及びどのようなツールを使っているか教えて頂きたい。
- (応募団体) 提案書にある手順は最低限として行っている。補強するものとして、カンファレンスをしっかり行っている。課題のある人だけでなく、課題のない人も含めて、また、法人の特徴である「暮らしと活動の両方をみていく。」という観点から、通所施設の職員と居住系施設の職員の関係者が集り、アセスメントや計画づくりに携わっている。ケアマネジメントという意味では、相談支援事業所のステラを立ち上げており、どこよりも早く全利用者にマネジメントを行うということで、相談支援事業所で計画を立てる体制としている。反面、それだけの利用者数を抱えると、非常に厳しい状況となるので、全体でカバーしながら、しっかりモニタリングが出来るように、そして外部の方からの新規の相談に対応できるようになることが、次の課題と考えている。

(構成員) モニタリング後の課題が達成出来ているかの評価は誰が行っているのか。

(応募団体) 前年度末で利用者全員のサービス等利用計画となった。今はモニタリングがだんだんと始まっているが、まだ一周していない状況である。モニタリングを通して、適正に目標を達成したかどうかは、関係者が集り評価をし、その振り返りを利用者及び家族を説明した上で、次に進めている。

(構成員) 職員だけではなく、利用者、家族を含めた形で全体評価を行い、モニタリングを含めて評価を行っているということか。

(応募団体) はい。

(構成員) 利用者満足度の目標についてだが、八幡東、浅野、若松工芸舎については意欲的な目標値となっているが、洞海工芸舎においては、実績の数値より低い目標値となっている。4つの工芸舎において利用者の状況等異なることもあるかと思うが、高い工芸舎は96%、洞海については80%と異なる点について補足説明があれば、教えて頂きたい。

(応募団体) 個々の利用者の状況、支援する職員の体制、新たに取り組んだ事業の内容等と数値結果を照らし合わせながら、現場で検討した数値となっている。同じ事業所内であっても、利用者の入れ替わりがあるかどうか、作業種の内容や工賃の状況などが反映するため、目標達成に向けて丁寧にやっていきたいというのが現場での意向と考えている。法人全体で、統一した目標設定等を行っておらず、各事業所の特色、利用者の状況等で数値が変わってきていると思う。

(構成員) 浅野、若松、八幡東は既存の数値より上の目標となっているが、洞海は下げているので、気になった。今まで、満足度の実績が80%から90%であったものを、今回数値目標自体を達成可能な80%に置いているので、その辺のところを検討頂きたい。

(応募団体) その点は法人として見直したいと思う。事業所長等の異動もあるので、事業所毎のヒアリング等をする中、今後の課題だと思う。

(構成員) 利用者が工芸舎によってサービスが違うのかという印象を持たれるので、検討頂きたい。

(2) 八幡西障害者地域活動センター、日明リサイクル工房、本城リサイクル工房

(構成員) 以前、リサイクル工房でかん・びん・ペットボトルの分別の見学した時に、音も激しく、マスクをつけ、煤塵等、あまり衛生的でなく、改善の余地があるのではと思っていたのだが、最近の状況はどうか。

(応募団体) 開所当初より、マスク、耳栓、防具等をしており、労働関係団体から音の評価をしてもらったが、今の耳栓で大丈夫だと聞いている。現状としては、労働法に違反するような作業現場ではないと認識している。

(構成員) リサイクル工房にお願いしたいことは、安全面と健康面に注意して、今後も支援をして頂きたい。障害者は分かりにくい面もあると思う

が、特に留意してやって頂きたい。

- (構成員) 八幡西障害者地域活動センターは、地域の活動拠点として積極的に取り組んでいるが、その成果について教えて頂きたい。
- (応募団体) 地域の係わりは、開設当初、準備段階から関係をもっている。毎年小学生が見学に来ているが、見学に来た子どもが地域の中で成人している状況であり、地域の中での利用者の見守りは進んできていると思う。当たり前地域に、施設の職員が企画の段階から係わらせて頂き、夏祭り、市民センターの活動や地域の安全の活動などと、定着してきているところはあると思う。
- (構成員) 民生委員との協力は、具体的にはどのようなことか。
- (応募団体) 民生委員や福祉協力員との関係は、市民センターで1人暮らしの高齢者の昼食会の活動の場に出向き、一緒に昼食を提供する側の場を設定するなど、そういう流れは出来てきているかと思う。
- (構成員) 個別支援計画について、課題を感じているのであれば教えて頂きたい。
- (応募団体) 20年経ったので、法人としてリサイクル工房従業員労働環境検討会を立ち上げ検討を行った。20年前と比べて、体力的な衰えなどがあるため、今後、どのように継続して働ける環境と支援をどうしていくかが一番の課題である。一応、60歳で定年となるが、65歳まではパートで働ける就業規則としている。体力の衰えを感じる人は、そのような働き方もあるかたちで対応している。収入がゼロとなつては生活していけないということであれば、工房でパートとして半分の時間で働く提案や、逆に若い人は、日明や本城から一般就職をしたいという人もおり、約1名ずつの一般就職している。各々の状況に応じて対応しており、本当に働けなくなった場合は、就労継続支援B型や生活介護に、相談支援事業所を踏まえて対応していくこととなる。
- (構成員) 手をつなぐ育成会は、組織体に多くの事業所を持たれているが、それぞれの事業所で管理しているのか、本部で情報の把握が出来ているのか、出来ていないのか。どのように法人全体の管理運営を行っているのか、何かあれば教えて頂きたい。
- (応募団体) 昨年度5月に、我が法人の将来構想プロジェクトということで臨床諮問を受け、法人組織としての課題の洗い出しを行った。北九州市内を3つのエリアに分けているが、エリアの壁が高く、情報共有が出来ていない状況がある。今年の方針として、エリアの壁を低くし、情報を共有する。それから情報システムをどのようにしていくかの検討の答申を出してもらおうなど、理事長をトップとしたガバナンスをしっかりとやっていく方向でやっている。組織としては、事業所長会議を2週間に1回、幹部会を2週間に1回、そして執行役員会を毎週開き、かなり情報が流れやすくなった。また、サービスの質をどう上げていくかについては、サービスマネージャー、アドバイザーがくまなくサービスの課題点などを抽出しながら、理想として

は、将来的には法人の職員の働くロードマップを作ろうと検討を始めている。

(構成員) 例えば、理事長が法人として右に行くと言った時に、皆が同じ方向を向いてくれるのか、くれないのかが、課題だと思う。末端の人の考えを上の人には掴みにくいと思われる。

(応募団体) 事業所の職員の人達の思いやニーズをしっかりと拾っていく必要があると考えている。そういう意味では、幹部や所長との信頼関係をきちんと構築すること、もう一つ大事なことは、利用者の保護者の方や家族会との信頼関係をどう作っていくかなど、きめ細やかにやっていく必要があるのではないかと。反対意見も大事だと思うので、強引に右向け右、左向け左ではなく、エビデンスを押しえながら丁寧にやっていく思いで、アンケート調査などかなり積極的に、昨年度から取り組み始めているところである。

(構成員) 利用者の満足度の数値目標について、提案書にはその根拠が記載されていない。おそらく、それぞれの事業所によって違いがあるのかと思うが、本城リサイクル工房において、平成23年度の利用者満足度は81%だが、平成24年、25年、26年と減少している。平成26年度は73%、目標値は85%となっている。平成28年度の数値目標は75%においてであると、目標値として平成26年度から10%も下がって、達成しやすいところの目標となっている。この数値目標の根拠、また満足度が下がってきている分析をしていくことも必要であると思っている。下がってきているデータで把握しているものがあれば教えて頂きたい。

(応募団体) 指定管理の評価としてはCを頂いているが、それに甘んじてはいけないと言っている。特に利用者の満足度については、きちんと分析をし、改善が必要ということで、常務理事を筆頭に検討している。いろいろ指導を仰ぎながら、その点は改善の方向で取り組んでいきたいと思っている。

(構成員) 数値目標を掲げても、達成に向けた努力がなされない状況であるならば、目標値を掲げる意味がなくなる。再考頂ければと思う。

(3) 浅野社会復帰センター

(構成員) ベテランの職員と若い職員とのバランスはどうなっているか。

(応募団体) 前職場を退職後の再就職の職員、大学を卒業した職員、中途採用の職員で構成されている。

(構成員) センターではどのような人の利用希望があるのか。疾病、男女の割合や年齢的なものは、どうなっているのか。

(応募団体) 浅野社会復帰センターは、就労継続支援B型と就労移行支援を行っている。B型には年齢制限はないが、就労移行支援は年齢制限があり、法律では65歳未満となっている。実際は50代を超えると難しい、もちろん50代の人もあり、50代で初めて就労したいという人もいる。平成19年当時は77%の人が統合失調症の病気を抱

えていたが、現在は、自閉的傾向がある、発達障害、アスペルガーなどいろいろあり、統合失調症はおそらく60%前後ではないかと思う。残りは、発達障害やうつ病等の人である。

(構成員) 一般就労した後、また戻ってくる人もいるのか。

(応募団体) 定着率は、浅野社会復帰センターは、就労移行支援事業所で、ここ1・2年は北九州市内で1番の就労実績を誇っていた。ところが、平成27年度の報酬改定において、3年間の定着率を加算するとなると、順位が落ちた。ということは、3年の定着支援が出来ていないことがわかった。反省しており、平成28年度から定着支援をどう行っていけばいいかということで、1月に定着率の高い実績のある大阪の施設長を招いて、定着支援のあり方を勉強しようと思っている。先人・著名人に学ぶ機会は、積極的に職員研修等に取り組んでおり、今後も職員のスキルアップのために運営していきたいと考えている。

(構成員) 職員の採用においては、資格のある方を積極的に採用しているということであるが、意欲をもっている資格のない人も採用して、研修を重ね、スキルアップしていくことも大事だと思うが。

(応募団体) もちろん試験では、公平性と透明性をもって実施している。採用においても、昇任にしても。いろいろな段階でキャリアパスを踏まえている。身近な経験の中で資格はないが意欲はあるという人もいるが、そういう人は先に資格を取得している。

(構成員) 個別支援計画や支援を行う中で、どのような点を課題と感じているか。また、利用者はどのようなニーズを持っているのか。

(応募団体) 働きたいというニーズを持って来る人が1番多いが、働きたいと言っているけれども、話を聞いていくと、家庭のことや両親のことなど、福祉のサービスに繋がったほうが家庭としてうまくいくのではないかということが見え隠れしている。まだ、本人が気づいていない、家族も問題ないと思っているということがある。傍目からみて、繋がったほうが、生活がスムーズと思うところが、本人からの希望は出てこないのも、もどかしく思うところもあり、多く感じるころである。これは、実践での課題にも繋がることと思う。もちろん押し付けるようなことではないので、本人にどれだけ気づいてもらえるかということがある。

(構成員) ニーズに向かって解決していく中で、サービスの資源の問題があると思う。提供すべきサービスがたくさん不足しているのではないかと思うが、そのあたりで感じていることがあれば教えて頂きたい。

(応募団体) 社会資源の問題はある。ただ、支援の輪を広げ、支援者同士が常にこの利用者であれば、この機関に繋がれば良いと、そういう支援の輪が出来るかどうかは、職員のスキルだと思う。職員は確かに若いのが期待しており、職員は真摯に取り組んでいると思う。まだまだ不十分であるが、ダブルライセンスを取るよう常に言っている。

(構成員) サービスのあり方について、評価はどのように行っているのか。

- (応募団体) 働くための支援を目的とした事業所であるので、職業に就くうえでどうかというアセスメントが主体となる。障害者職業センターにおいて使われている職業準備チェックシートがあり、使用している。日常生活から職業場面において必要なスキルが網羅されており、できる・ややできる・できないの段階に分かれているチェックリストを通して、利用者とアセスメントを行うことが評価の一つである。
- (構成員) 具体的にはどのような評価をして、終結にもっていつているか。リストの項目が出来たら、それが評価となるのか。
- (応募団体) はい。
- (構成員) 評価は誰が行うのか。
- (応募団体) 職員と本人の評価をすり合せている。挨拶や遅刻無く通所できる等基本的な部分が網羅されてきたら、職場の体験実習に行き、企業において実践が出来るかの確認を行う。実習に行くと、職場の方に職業人としてどうかの評価を頂いて、その中で就職しても大丈夫ではないかということになれば、就職活動頑張ってみよう。ほかに、報告の仕方が雑だった、敬語がうまく使えていない等があれば、また事業所に戻ってきて、日々の訓練の中で敬語の練習をするなどの繰り返しを行っている。
- (構成員) センターでは授産事業はあるのか。
- (応募団体) 障害者自立支援法、現在は障害者総合支援法においては、「授産」という表現はなくなっている。B型では目標工賃はあるが、就労をメインに置き、授産というより訓練して一般就労するというシステムを重視している。
- (構成員) 事業体として、利用者の人に作業をして収益をあげているのか。
- (応募団体) 訓練の一貫として作業をしているので、当然作業に対して工賃として支払いをしているが、平成18年度までは精神障害者通所授産施設であったので、高単価であったが、職員と話し合い、ここで工賃をもらうよりやはり就労しよう。就職にウエイトを置くかたちとしている。
- (構成員) リワークプログラムのニーズが高くなっていると思うが、企業とタイアップしているのか。
- (応募団体) 最初の紹介は医療機関、次は企業の保健室となる。全て企業に戻って定着している。
- (構成員) スタッフの数が足りないのではないか。
- (応募団体) 確かに、臨床心理士と医療機関からは評価を頂いているが、障害福祉サービスの支給決定には2ヶ月近くかかる。また、休職期間は短いので、事業所に来た時には後3ヶ月しかない、長くても6ヶ月となっており、支援の期間が確保されない状況も多い。

- 構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて各自評価レベルを記入。集計結果をもとに、構成員全員で意見交換し、再度確認した上で評価レベル及び付帯意見を決定

(1) 浅野工芸舎、若松工芸舎、洞海工芸舎、八幡東工芸舎

- (構成員) 若い職員が多いということで、毎年25人から30人の職員が辞めているという実態があるので、やはり仕事の負担が直接の支援以外の負担もあるかと思われるため、そのあたりを改善して頂きたいと思い、付帯意見として記載をしたもの。
- (構成員) 大きな法人であるため、それぞれの施設に対して、マニュアル等に基づき支援を要求しているが、各施設の特性・特徴に合わせて施設長が考えてやっていくことは大事と思われるが、その辺が分かりにくいところがあった。
- (構成員) 全体的に伝統、長い経験のある法人であり、人材も豊富であり、やっていることも市の方針に外れないことが提案されていたが、気になるのはベテランの職員がどうしてこんなに少ないのかという点で、培ったスキルがうまく若い職員に傳承されているのかという点が気になったところである。
- (構成員) 法人トップが熱意をもって取り組んでいるとわかり、安心し、任せて良いと思った。
- (構成員) 以前と比べ、エビデンスのある個別性のある取り組みがなされ、人権尊重という点にも繋がっていると思われる。まだまだ、不十分な点は皆さんも感じていると思われる。少なくとも、基本的な人権やノーマライゼーションや福祉の理念に沿ったかたちで、エビデンスのある近代的な流れにのっていつているのは、非常に良い傾向と感じた。

・協議した結果、

浅野工芸舎の評価レベルは、適正 (1) 管理運営の理念は3、(2) 人的・財政基盤は4、実績・経験は4、有効性 (1) 設置目的の達成は4、(2) 利用者満足向上は3、効率性 (3) 指定管理料及び収入は4、(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性は4、適正性 (5) 管理運営体制は4、(6) 平等利用等は3に決定。

若松工芸舎の評価レベルは、適正 (1) 管理運営の理念は3、(2) 人的・財政基盤は4、実績・経験は4、有効性 (1) 設置目的の達成は4、(2) 利用者満足向上は3、効率性 (3) 指定管理料及び収入は4、(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性は4、適正性 (5) 管理運営体制は4、(6) 平等利用等は3に決定。

洞海工芸舎の評価レベルは、適正 (1) 管理運営の理念は3、(2) 人的・財政基盤は4、実績・経験は4、有効性 (1) 設置目的の達成は4、(2) 利用者満足向上は4、効率性 (3) 指定管理料及び収入は4、(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性は4、適正性 (5) 管理運営体制は4、(6) 平等利用等は3に決定。

八幡東工芸舎の評価レベルは、適正（１）管理運営の理念は3、（２）人的・財政基盤は4、実績・経験は4、有効性（１）設置目的の達成は3、（２）利用者満足向上は4、効率性（３）指定管理料及び収入は4、（４）収支計画の妥当性及び実現可能性は4、適正性（５）管理運営体制は4、（６）平等利用等は4に決定。

- ・付帯意見として、「若い支援員が多い事はいい事だが、職員の定着率を高める取り組みを行い、職員の仕事の負担を少しでも軽減し、ベテラン支援員とのバランスに努めること。」を付すことで決定。

- (2) 八幡西障害者地域活動センター、日明リサイクル工房、本城リサイクル工房
- (構成員) 八幡西障害者地域活動センターについては、同じ法人であるので、同じ付帯意見とした。リサイクル工房については、以前見学に行った際に、マスクや防具をして、障害者には危険な作業と思い、ヒアリングでは状況はあまり変わっていないのかなと思ったので付帯意見とした。
- (構成員) 自立支援を受けた生活基盤を支える事業計画になっているということで、それは家族を含めた支援内容となっていたので評価した。
- (構成員) 育成会全体にいえるが、工賃を少しでも上げようという取り組みをしている点を非常に評価した。1ヶ月働いて、4千円から5千円しかもらえないという現状を聞いたことがあり、少しでも上げようと努力しているところを評価した。
- (構成員) 利用者の満足度の目標値の根拠説明がなく、達成されるための数字なのかどうか疑問があった。質問も行い、法人トップの方もいたので、改善をしてもらえるのではないかとは思った。

- ・協議した結果、

八幡西障害者地域活動センターの評価レベルは、適正（１）管理運営の理念は3、（２）人的・財政基盤4、実績・経験は4、有効性（１）設置目的の達成は3、（２）利用者満足向上は4、効率性（３）指定管理料及び収入は4、（４）収支計画の妥当性及び実現可能性は4、適正性（５）管理運営体制は4、（６）平等利用等は4に決定。

日明リサイクル工房の評価レベルは、適正（１）管理運営の理念は3、（２）人的・財政基盤4、実績・経験は4、有効性（１）設置目的の達成は3、（２）利用者満足向上は4、効率性（３）指定管理料及び収入は4、（４）収支計画の妥当性及び実現可能性は4、適正性（５）管理運営体制は4、（６）平等利用等は4に決定。

本城リサイクル工房の評価レベルは、適正（１）管理運営の理念は3、（２）人的・財政基盤4、実績・経験は4、有効性（１）設置目的の達成は3、（２）利用者満足向上は4、効率性（３）指定管理料及び収入は4、（４）収支計画の

妥当性及び実現可能性は4、適正性（5）管理運営体制は4、（6）平等利用等は4に決定。

- ・付帯意見として、八幡西障害者地域活動センターには、「若い支援員が多い事はいい事だが、職員の定着率を高める取り組みを行い、職員の仕事の負担を少しでも軽減し、ベテラン支援員とのバランスに努めること」を付すことで決定。

日明リサイクル工房及び本城リサイクル工房には、「作業現場の安全面、健康対策に更に留意をすること」を付すことで決定。

（3）浅野社会復帰センター

（構成員）個人個人の利用者について目標に沿った内容で取り組みを行っており、社会参加・社会復帰に向けた社会活動というのが良くなされていた。利用者満足度においても、他の事業所と比べ、たくさんの記載があり良いと思った。非常に医療との結びつきが強いところで、服薬管理などの支援もいる人達もいると思うので、そこを個別支援計画で、医療と連携を図りながらしているところが想像できて、良く取り組んでいると思った。

（構成員）提案内容はとても分かりやすかった。精神障害は支援が難しいと思うが、発達障害やうつ病等、良く取り組んで、地域の中で市民として生活できるように、一人ひとりの支援をしていることはすごいと思った。

（構成員）サービスの質をあげていく専門性のところで、職員の研修や利用者の満足度など、開拓的などころはされていると感じた。

○協議した結果、

浅野社会復帰センターの評価レベルは、適正（1）管理運営の理念は4、（2）人的・財政基盤は4、実績・経験は4、有効性（1）設置目的の達成は4、（2）利用者満足向上は4、効率性（3）指定管理料及び収入は3、（4）収支計画の妥当性及び実現可能性は4、適正性（5）管理運営体制は4、（6）平等利用等は3に決定。

○事務局は合計得点を発表し、検討会として検討結果について協議

応募団体について検討会で審査した結果、全施設において、全体的に市の要求水準を満たしており、一応の能力を有していることが認められた。

○意見交換を行った後、最終的な取りまとめを行い、検討会を終了した。

